

福島県循環型社会形成推進計画
(案)

令和 3 年 ○ 月

福島県

目 次

第1章 計画改定の趣旨	1
第2章 計画の位置付け	4
第3章 計画の期間	4
第4章 福島県が目指す循環型社会	5
第5章 施策の体系	7
第6章 施策の展開	8
1 自然循環が保全された社会	8
～多様な自然環境が保全された社会の実現～	8
(1) 森林の保全、整備等	9
(2) 持続性の高い農業生産方式の普及等	11
(3) 水産資源の適正な利用、管理等	13
(4) 健全な水の循環を保全するための総合的な管理	15
(5) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全	16
(6) 野生動植物の保護と管理	18
(7) 緑化の推進及び緑地の保全	19
(8) 自然再生の推進	20
(9) 県の工事等における健全な自然循環への配慮	21
2 適正な資源循環が確保された社会	23
～地域循環システムが形成された自立・分散型社会の実現～	23
(1) 資源及びエネルギー消費の抑制	24
(2) 再生可能エネルギー利用等の促進	26
(3) 環境への負荷を低減するための交通機関等の整備と利用	28
(4) 廃棄物等の排出抑制及び資源の循環的利用の促進	29
(5) 事業者による循環型社会形成への取組の促進	32
(6) 環境物品等への需要の転換の促進	34
(7) 地産地消の推進	35
(8) バイオマスの利用促進	37
(9) 産業廃棄物の適正処理	38
(10) 環境のモニタリングと管理	39

1	3 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会.....	41
2	～あらゆる主体やその連携による環境への負荷を低減する.....	41
3	ライフスタイル・社会経済システムの実現～	41
4	(1) 循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等.....	42
5	(2) 県民等の自発的な活動の促進	44
6	4 共通の施策	46
7	(1) 調査の実施.....	46
8	(2) 科学技術の振興	46
9	(3) 経済的措置.....	47
10	(4) 放射性物質対策の実施及び情報提供	48
11	第7章 計画の推進	49
12	第8章 進行管理.....	52
13		
14	資料1 数値目標一覧.....	53
15	資料2 福島県における物質フローの概要	65
16	資料3 用語解説.....	71
17		
18		
19		

1 第1章 計画改定の趣旨

2 本県では、環境の保全を最優先し、環境への影響を未然に防止するとの基本的な考え方のも
3 と、豊かな自然を始めとする本県の特性を活かした循環型社会*を形成するため、平成17（2
4 005）年3月に「福島県循環型社会形成に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、
5 条例に基づき、平成18（2006）年3月に「福島県循環型社会形成推進計画」（以下「計
6 画」という。）を策定しました。

7 計画に基づき、条例の基本理念である「自然循環*の保全」、「適正な資源循環*の確保等」
8 及び「心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換」を実現するため、計画的な
9 森林の整備や環境負荷の少ない農業の普及、再生可能エネルギー導入拡大、県民による環境保
10 全活動の展開などを積極的に進めてきました。さらに、平成23（2011）年3月の計画期
11 間満了に合わせ、本県を取り巻く循環型社会の状況を踏まえ、条例の基本理念に基づくビジョ
12 ンを明確にする等の改定を行いました。

13 平成27（2015）年3月には、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故
14 （以下「原発事故」という。）に伴う深刻かつ多大な影響を踏まえ、東日本大震災等からの復
15 興・再生に向けた取組との調和を図るため、「循環型社会の機能回復から推進へ」と展開を図
16 るなどの改定を行いました。

17 国際的な潮流としては、平成27（2015）年に様々な環境問題を背景に持続可能な開発
18 目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が策定され、また、
19 平成28（2016）年には温室効果ガスの排出削減を目標にした「パリ協定」が発効される
20 など、持続可能な社会の実現を目指した国際協調の取組が進められています。

21 国においても、平成30（2018）年に第五次環境基本計画が策定され、国際的な潮流に
22 加えて、複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSD
23 Gsの考え方も活用した「地域循環共生圏」の概念が構築されました。

24 本県においては、東日本大震災と原発事故による電気エネルギーのひっ迫などを背景に、廃
25 棄物のエネルギー利用の重要性が改めて認識されるとともに、バイオマス*資源等の活用などに
26 よる資源循環の必要性が高まり、地域資源を活かした再生可能エネルギーによる発電の導入が
27 進んでいます。

28 一方、家庭ごみの排出増加などにより、本県の1人1日当たりのごみ排出量や一般廃棄物の
29 リサイクル率については、全国的にも下位レベルであることから、廃棄物対策を一層推進する
30 必要があります。

31 また、天然資源の消費が抑制され、環境負荷の低減が図られる循環型社会を形成していくた
32 めには、「入口」側としての資源の投入や「出口」側としての廃棄物の排出、さらに「循環」
33 を表す再生資源の利用など、「物質の流れ（物質フロー**）」について状況を把握することが重
34 要です。

35 さらに、パリ協定や国における2050年カーボンニュートラル宣言**、新たな感染症対策に
36 伴う生活様式の変化など、社会情勢が大きく揺れ動いています。

37 こうした中、本県においても令和3（2021）年2月に「福島県2050年カーボンニュ
38 ートラル」を宣言し、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すとともに、持続可能な循環
39 型社会の実現に向けて、県民、事業者、市町村等との連携のもと、これまでの取組を一層進展
40 させ、豊かな自然環境や安全で良好な生活環境を次世代に引き継いでいくため、計画を改定し、
41 今後取り組むべき施策を効果的かつ的確に推進することとします。

42 また、これらの取組を進めることにより、SDGsの達成を目指します。

1
2
3
4
5
6
7
8
9

S D G s (持続可能な開発目標) とは

S D G s (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標) は、2015年の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

S D G s は社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールと169のターゲットで構成されており、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標とされています。



【Goal 1】貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



【Goal 2】飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、福祉を促進する



【Goal 3】全ての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



【Goal 4】質の高い教育をみんなに
すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する



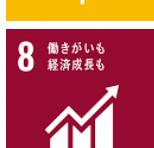
【Goal 5】ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う



【Goal 6】安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



**【Goal 7】エネルギーをみんなに
そしてクリーンに**
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



【Goal 8】働きがいも経済成長も
包括的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



**【Goal 9】産業と技術革新の
基礎をつくろう**
強制（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



【Goal 10】人や国の不平等をなくそう
各国内および各国間の不平等を是正する



【Goal 11】住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する



【Goal 12】つくる責任つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する



【Goal 13】気候変動に具体的な対策を
気候変動およびその影響を軽減するために緊急対策を講じる



【Goal 14】海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



【Goal 15】陸の豊かさも守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する



【Goal 16】平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



**【Goal 17】パートナーシップで
目標を達成しよう**
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

10

1
2
3

地域循環共生圏とは

地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
 - 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
 - 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**



出典：環境省HP

4
5

6 国の第五次環境基本計画において、「持続可能な開発目標」（SDGs）や「パリ協定」
7 といった世界を巻き込む国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複
8 数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏」が提唱さ
9 れました。

10 「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら
11 自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、
12 地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。農村漁村も都市も活かす、地
13 域の活力を最大限に発揮する構想であり、その創造によりSDGsの実現にもつながるも
14 のです。

15
16

1 **第2章 計画の位置付け**

2

3 計画は、条例第10条第1項により、知事が定めなければならないとされている「循環型社
4 会形成推進計画」であり、「福島県総合計画※」の部門別計画である「福島県環境基本計画※」を
5 推進するための個別計画として位置付けられるものです。

6 また、東日本大震災等からの復興に向けた対応を総合的に示す「福島県復興計画※」や「福
7 島県廃棄物処理計画※」、「福島県地球温暖化対策推進計画※」等との関連のもとに策定するも
8 のです。

9

10

11

12

13 **第3章 計画の期間**

14

15 「福島県総合計画」が描く自然環境、脱炭素・循環型社会の将来展望をもとに、令和4（2
16 022）年度を初年度とし、令和12（2030）年度を目標年度とする9か年計画です。

17

18

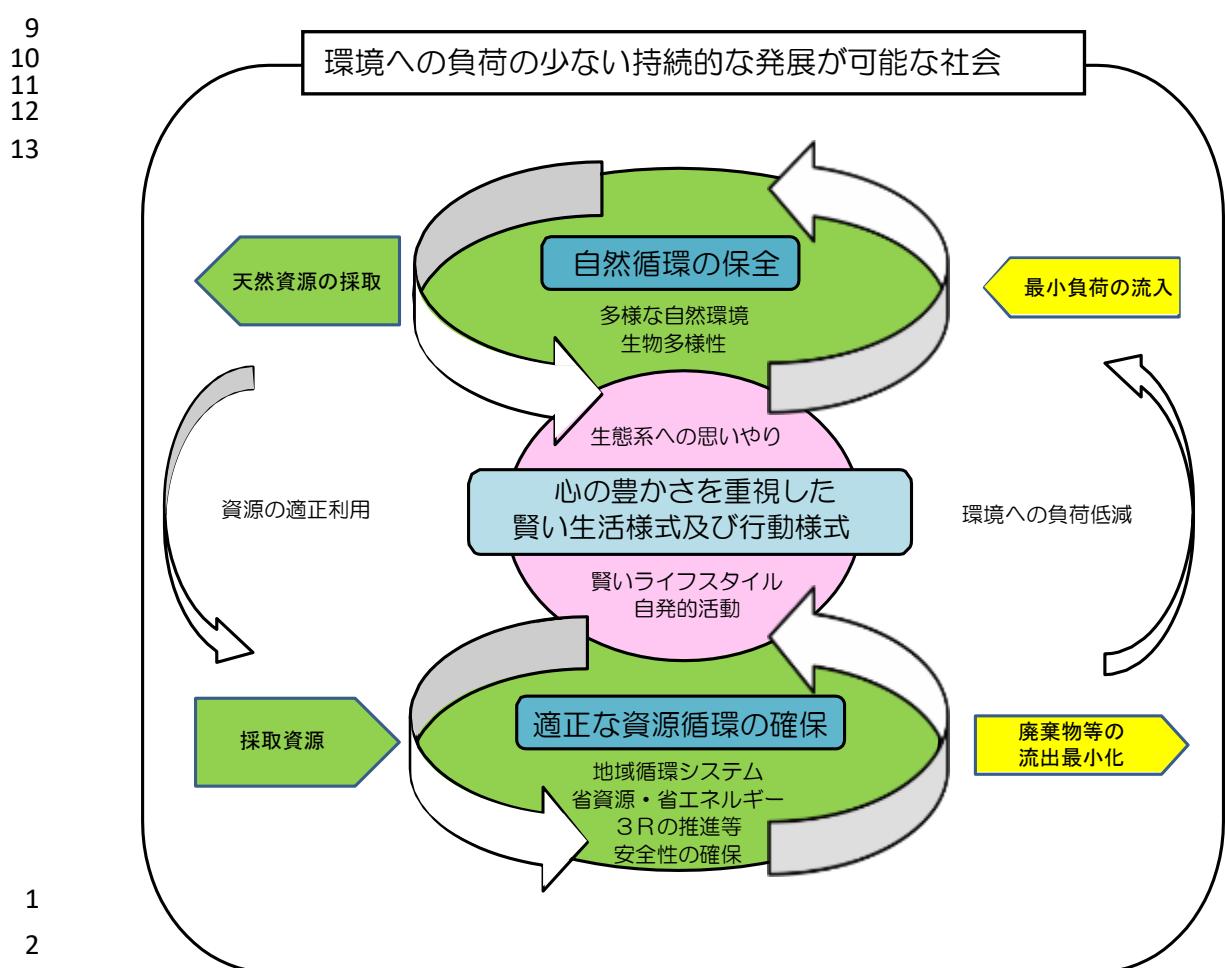
19

20

1 第4章 福島県が目指す循環型社会

2
3 条例が示す循環型社会とは「適正な資源循環が確保されること等により、資源の消費及び廃棄
4 物等の発生が抑制され、自然循環が健全な状態に保全された環境への負荷の少ない持続的な発展
5 が可能な社会」です。

6 計画では、条例が示す循環型社会の実現を目指して、次の3つのビジョンを掲げて取組みを進
7 めていきます。



ビジョン1

自然循環が保全された社会 ～多様な自然環境が保全された社会の実現～

人が活動するにあたっては生態系*への思いやりを優先し環境への負荷低減を図り、生物多様性*が保たれた豊かな自然環境が守られるとともに、自然界における物質循環が健全に保たれた自然の恵みを将来にわたって享受できる多様な自然環境が保全された社会の実現を目指します。

ビジョン2

適正な資源循環が確保された社会 ～地域循環システムが形成された自立・分散型社会の実現～

県民、事業者、市町村等と一丸となった省資源・省エネルギーによる脱炭素社会*の実現へ向けた取組が定着するとともに、地域の特性や循環資源*の性質に応じた最適な規模での地域循環システム*が形成された社会の実現を目指します。

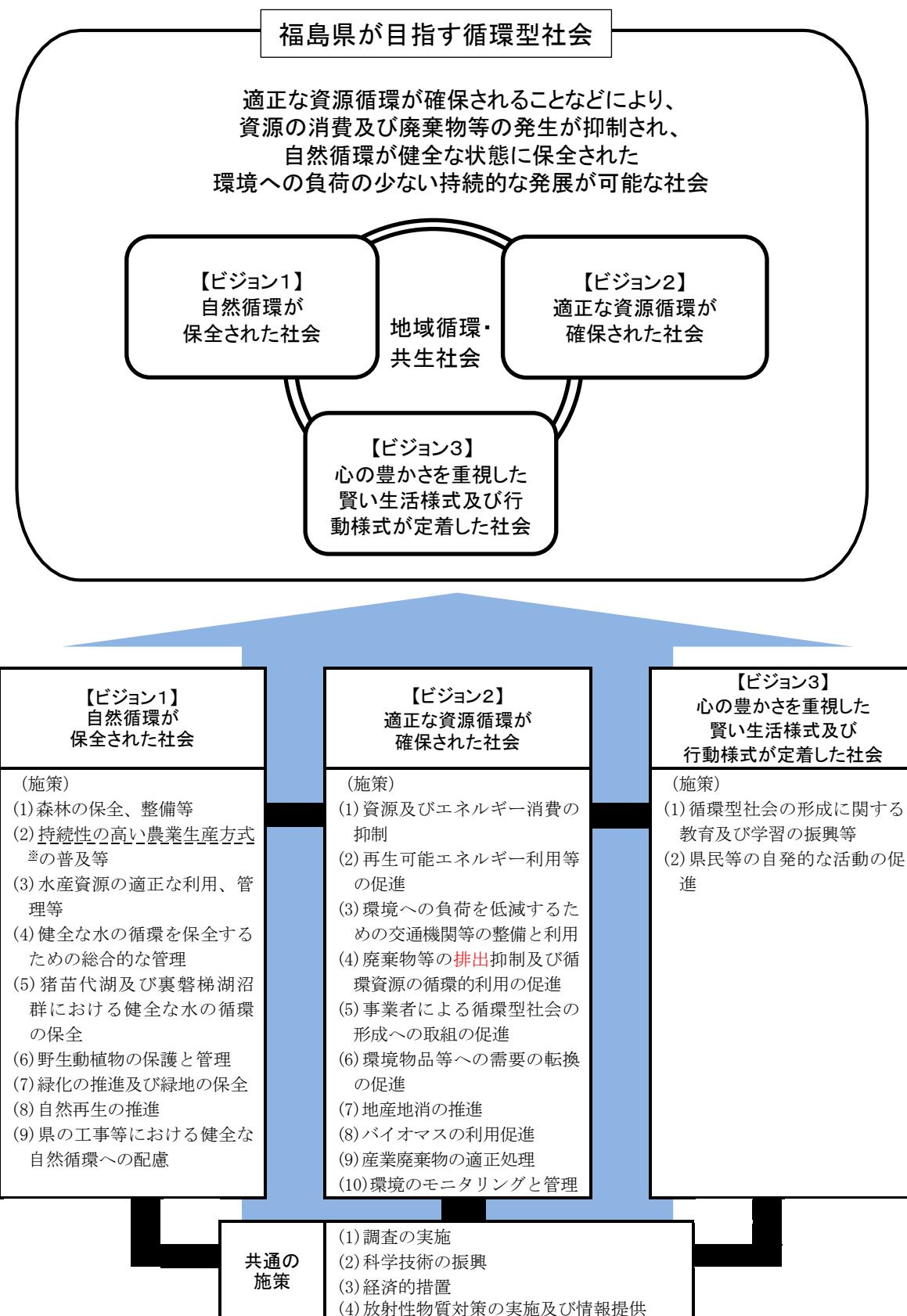
ビジョン3

心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会 ～あらゆる主体やその連携による環境への負荷を低減する ライフスタイル・社会経済システムの実現～

県民一人一人及び各事業者等が、環境の保全が最優先されるべきものとして、自然環境の問題や廃棄物処理などの環境問題を認識し、その解決方法について自ら考える能力を身に付け自ら積極的に行動するなど、心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式の定着を目指します。また、あらゆる主体との連携により、環境への負荷をより低減した社会の実現を目指します。

第5章 施策の体系

施策の体系は次のとおりです。



1 第6章 施策の展開

2

3 1 自然循環が保全された社会

4 ~多様な自然環境が保全された社会の実現~

5

6 本県は、県土の約70%を森林が占め、猪苗代湖や裏磐梯湖沼群に代表される良好な水
7 環境や、磐梯朝日国立公園、尾瀬国立公園や日光国立公園などの豊かな自然と優れた景観
8 を有しています。

9 また、様々な地形や自然条件の中で、多様な動植物が生息・生育しています。これらの
10 豊かな自然環境は、森林による二酸化炭素吸収など多面的な機能を始め、清らかな水環境
11 や様々な農林水産物等、私たちの生活に多くの恵みをえてくれます。本県では、自然循
12 環が健全に保たれるよう、計画的な森林整備や環境と共生する農業の推進、水質保全や水
13 資源の適正な利活用による健全な水循環の確保、県民ボランティアとの協働による野生動
14 植物の保護等を行ってきました。

15 一方、平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災により、特に、沿岸域において、
16 がれきや土砂の流入、海岸林の流出などがあったほか、希少な野生動植物の生息地
17 が大きく改変されるなど、様相が変化しました。また、原発事故により大量の放射性物質
18 が放出され、県土の環境が汚染されました。

19 震災以降、本県の自然公園利用者数は、震災前の7割程度で推移しています。本県の豊
20 かな自然環境と美しい景観を次世代に引き継いでいくためには、自然環境の保全と自然公
21 園の多様な自然資源等の適正な利用に向けた取組が必要です。

22 こうした中、本県と環境省は、平成31（2019）年4月に「ふくしまグリーン復興
23 構想※」を策定し、令和2（2020）年8月には「福島の復興に向けた未来志向の環境施
24 策推進に関する連携協力協定※」を締結しました。これらに基づき、県内の自然公園の魅力
25 向上に向けた取組を着実に推進し、交流人口の拡大による地域の活性化を図るとともに、
26 自然保護意識の醸成を促進することにより、美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の
27 実現を目指します。

28

29

30

31

32

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

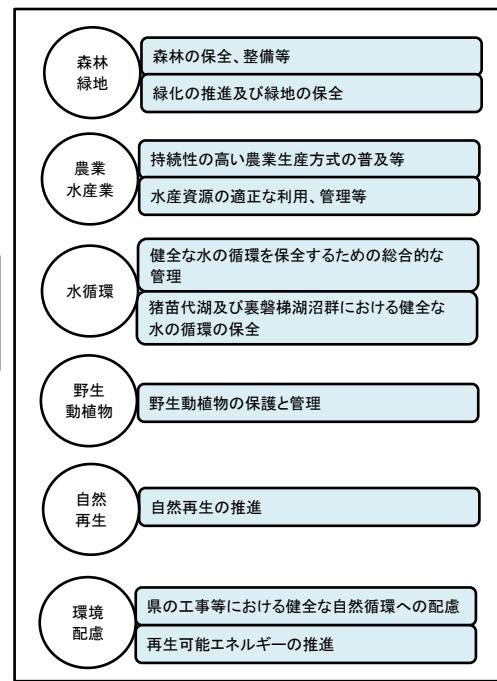
18

19

自然環境の保全に関する施策

【ビジョン1】
自然循環が
保全された社会

全ての施策で環境配慮
(生態系の均衡を損なわないよう環境への負荷を低減する)



(1) 森林の保全、整備等

関連する主な SDGs



20

ア 現状と課題

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

森林は、水源のかん養、自然環境の保全、二酸化炭素の吸収源、木材の供給等の多面的機能を有し、循環型社会の形成や脱炭素社会への転換に果たす役割が大きいことから、計画的な森林整備を進めてきました。

しかし、原発事故に伴う放射性物質の影響により森林整備が停滞し、森林の荒廃やそれに伴う多面的機能の低下が懸念されます。

また、近年頻発している局地的な集中豪雨等による山地災害のリスクを低減させるためには、森林の持つ土砂崩壊防止機能等の維持・増進を図ることが重要です。

このような状況において、森林の有する多面的機能を十分に發揮させるためには、森林への放射性物質の動態を検証しながら、森林の再生を図る必要があります。

さらに、森林の機能区分に応じた多様な森林施業を支援するとともに、市町村、森林組合等との連携を図り、将来にわたり、森林を適正に整備していく必要があります。

森林整備を推進するためには、林業就業者の安定的な確保と森林組合等の林業事業体の経営基盤の強化が必要です。

植樹祭等森林（もり）づくりイベントや企業、団体等の森林（もり）づくりなどを支援し、すべての県民で森林を守り育てるという意識の更なる醸成を図る必要があります。

イ 施策の方向性

森林による二酸化炭素吸収の促進や放射性物質の拡散抑制対策と併せて間伐等森林整備の着実な推進、森林の諸機能等を踏まえた多様な森林の整備・保全に必要な施策を行います。

また、新規就業者の確保・定着などにより林業を担う人材の確保や育成を図るとともに、放射線障害防止対策も含めた労働安全衛生対策を推進するほか、県産木材の安定供給や製材用から燃料用に至る様々な用途への需要の拡大など必要な施策を行います。

森林とのふれあい施設を含めた森林（もり）づくりに係るフィールド等の的確な情報提供を行い、企業・団体等が行う森林（もり）づくり活動を支援します。県民が森林・林業の重要性や森林の有する多面的機能についての理解を深め、自発的な森林の整備や保全に関する活動が促進されるよう普及啓発活動に努めるなど、森林（もり）づくり活動が次の世代へつながるよう必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ① 森林の荒廃を未然に防ぎ、多面的機能を確保するため、間伐や下刈り等の必要な手入れや~~針広混交林~~等への誘導、里山等における森林整備、これらを効率よく行うための林内路網の整備を行います。また、放射性物質に対応した森林・林業の再生を図る地域においては、森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を一体的に進めます。
- ② 無秩序な森林開発を防止し、周辺環境と調和した土地利用が図られるよう、林地開発許可制度等の森林法制度を適切に運用します。
- ③ 市町村、財産区、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社及び独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターや森林管理署との連携を図り、公的機関による計画的な森林整備に努めます。
- ④ 森林病害虫について、周囲の自然環境及び生活環境の保全に配慮した防除によりまん延防止を図ります。
- ⑤ 森林火災に対する予防啓発を図ります。
- ⑥ 林業担い手の確保・育成のため、就業の促進及び森林や林業に関する知識と技術の普及指導を行います。
- ⑦ 森林組合等林業事業体の経営基盤の強化を図ります。
- ⑧ 県民に対して森林や林業、木材利用についての学習機会や情報の提供を行います。
- ⑨ 県産木材の安定供給体制の整備を図るとともに、利用促進や品質向上、製材品等の安全・安心の確保による県内外への需要拡大を図ります。
- ⑩ きのこ生産資材、薪、木炭の放射性物質濃度検査を実施し、安全・安心の確保に努めます。
- ⑪ 安全・安心が確保された県産材など地域の資源を生かした良質な住まいづくりを支援します。
- ⑫ 東日本大震災等からの森林の再生のシンボル事業である平成30年の全国植樹祭を契機に、森林づくり意識の醸成が進んだことから、引き続き地方植樹祭・育樹祭の支援や~~緑の少年団~~の育成等を行います。
- ⑬ 県民の森などの森林とのふれあい施設の維持管理を行い、森林に接する機会の創出を推進します。

- 1 ⑭ 森林ボランティア団体の活動支援や企業の森林（もり）づくりの推進、森林
2 （もり）づくり指導者の養成等を継続的に実施します。
- 3 ⑮ 森林環境譲与税^{*}を活用して市町村が実施する森林整備促進への支援や、森林整
4 備のための人材育成・担い手の確保等の施策を実施します。
- 5 ⑯ 「ふくしまグリーン復興構想」や「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推
6 進に関する連携協力協定」に基づき、自然公園の周遊促進や総合的な情報発信な
7 ど、魅力向上に向けた取組により、交流人口拡大による地域の活性化を図るとと
8 もに、自然保護意識の醸成を促進します。

10 【数値目標】

指標名	現況値 (R元年度)	目標値 (R12年度)
森林整備面積	5,707ha	8,000ha 以上
森林づくり意識醸成活動の参加者数	178,382人	170,000人以上

12 取組事例



21 もりの案内人による自然観察会の様子
22 （森林環境教育）（大玉村）
23 （施策⑧）

24 （2）持続性の高い農業生産方式の普及等

25 関連する主なSDGs



26 ア 現状と課題

27 これまで本県では、全国に先駆けて土づくりと化学肥料・化学合成農薬の削減を
28 一体に行う、有機農業^{*}、特別栽培^{*}、エコファーマー^{*}などの「環境と共生する農
29 業」を推進してきました。

30 東日本大震災等により、「環境と共生する農業」の取組が停滞したことから、今
31 後、自然環境に配慮した環境負荷の低減や持続的な農業生産の実現に向けて、「環
32 境と共生する農業」の一層の推進と有効な生産管理手法の導入拡大を図る必要があります。

33 また、原発事故に伴う放射性物質の影響により、たい肥等の有機性資源の資源循
34 環が停滞したことから、有機性資源の循環利用の促進が求められています。

35 さらに、農業・農村の過疎化・高齢化による担い手の減少が続いており、農業用
36 施設等の管理不足や遊休農地^{*}の増加等により農業・農村が有する多面的機能^{*}の低
37 下が危惧されていることから、その維持・増進を図るため、農地・水・環境を守る

1 地域共同活動や中山間地域等における農業生産活動を継続して支援する必要があります。
2

4 イ 施策の方向性

5 自然環境に配慮した環境負荷の低減や持続可能な農業の実現に向けて、有機農業
6 をはじめとした環境と共生する農業や農産物の生産管理手法であるGAP^{*}の取組を
7 推進するとともに、たい肥など有機性資源の循環利用を促進します。

8 また、被災した農地等の生産基盤の早期復旧とともに、農業の生産活動を通じた
9 多面的機能の維持・増進を図るため、多様な主体の参加による農業水利施設^{*}等の適
10 正な管理や遊休農地の発生防止・解消のための必要な施策を行います。

12 【具体的な施策】

- 13 ① 除染後農地等の保全管理から農業用機械・施設等の導入支援、新たな農業への
14 転換まで、一連の取組を切れ目なく進めます。
- 15 ② 環境保全型農業直接支払交付金事業^{*}等を活用して、有機農業、特別栽培などの
16 環境と共生する農業の取組拡大を図ります。
- 17 ③ 持続性の高い農業生産方式に取り組む農業者であるエコファーマーの育成を図
18 ります。
- 19 ④ 県産農林水産物の放射性物質検査の継続と検査結果の分かりやすい提供に取り
20 組むとともに、出荷制限の解除手続きを進め、県産農林水産物への理解促進と利
21 用拡大を図ります。
- 22 ⑤ 地域におけるたい肥などの有機性資源の循環利用を進めるため、引き続き、有
23 機性資源について放射性物質濃度の検査による安全性を確認した上で、流通・利
24 用の促進を図るとともに、耕畜連携^{*}体制を再生・確立します。
- 25 ⑥ 生態系・親水性に配慮した農業生産基盤等の整備を推進します。
- 26 ⑦ 農業用使用済プラスチックの適正処理を強化し、リサイクルを推進します。ま
27 た、長期展張性フィルム^{*}や、生分解性マルチ、生分解性被覆肥料等の導入を促進
28 し、排出の抑制に努めます。
- 29 ⑧ 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のため、農業者を始め多様な主体
30 の参画を促し、農地や農業用施設の維持管理など地域が共同で行う活動を支援し
31 ます。
- 32 ⑨ GAPに取り組む農業者に対して助言等を行うとともに第三者認証GAP^{*}等の
33 取得に必要な経費や具体的な取組を支援します。

1

【数値目標】

指標名	現況値 (R元年度)	目標値 (R12年度)
第三者認証GAP等に取り組む経営体数	624 経営体	1,800 経営体以上
有機農業等の取組面積	2,969ha	6,000ha 以上
地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理面積の割合	51%	57%以上

2

3

4

取組事例



環境保全型農業「紙マルチ田植え*」の様子（会津若松市）（施策②）

15

（3）水産資源の適正な利用、管理等

関連する主な SDGs



17

ア 現状と課題

東日本大震災で被災した水産関連施設等の復旧が進み、海産魚介類のモニタリング検査・出荷体制が構築され、今後の操業拡大に向けた取組等を継続して実施していく必要があります。

また、一部の河川・湖沼における淡水魚で出荷・採捕制限等の措置が継続しており、遊漁者数や養殖魚出荷量の減少が続いている。

さらに、漁業就業者数は、東日本大震災以前からの減少・高齢化に加え、東日本大震災及び原発事故により大きく落ち込みました。沿岸漁業の試験操業等の取組により回復が進んでいますが、漁場環境保全や資源管理に取り組む担い手の確保や育成が課題となっています。

27

イ 施策の方向性

水産関連施設等の生産基盤の復旧を継続するとともに、操業拡大に伴う水産資源の適切な利用及び管理、資源管理体制の充実、効果的な管理手法の開発等の取組など、水産資源を管理しながら水揚金額を拡大する「ふくしま型漁業」の実現に必要な施策を行います。

33

34

【具体的な施策】

- ① 沿岸漁業の早期再開を図るため、被災した漁業者への支援を継続するとともに、関係機関と連携して県産水産物の安全性や美味しさを消費者に伝え、風評対策に取り組みます。
- ② 放射性物質のモニタリング検査の継続により、出荷制限の解除、操業の拡大に重点的に取り組みます。
- ③ 水産資源を持続的に利用するため、資源調査や資源評価結果の情報提供、漁業関係者等との協議や資源管理協定の締結促進などにより、新たな資源管理型漁業※を推進します。
- ④ 水産資源の維持培養を図るため、県内における放流種苗の生産・供給施設を整備し、放流種苗の生産を継続するとともに、種苗生産を行う団体の技術向上や運営の強化を図り、効率的なつくり育てる漁業を推進します。
- ⑤ 内水面漁業、養殖業による地域振興及び多面的機能の維持を図るため、放射性物質対策に関する調査や技術開発を行うとともに、増養殖技術の指導、防疫体制の強化を進めます。
- ⑥ 漁業の生産性を向上させるため、漁獲物の高付加価値化、低コスト化などによる漁業経営の強化を図るとともに、経営力の優れた経営体の育成を図ります。
- ⑦ 漁業担い手の育成・確保を図るため、漁業者の研究活動等を支援し、漁業地域のリーダー育成等を進めます。
- ⑧ 生態系に影響を与えるプラスチックの海洋への流出防止や沿岸地域の環境保全を図るため、その発生抑制や海浜清掃等の取組を推進します。

【数値目標】

指標名	現況値 (R2 年度)	目標値 (R12 年度)
河川・湖沼の漁場環境保全等に取り組む人数	12,735 人	12,000 人以上
沿岸漁業新規就業者数（累計）	10 人 (令和元年度)	100 人以上

取組事例



福島県漁協女性部連絡協議会による
いわき地区一斉海浜清掃の様子
(施策⑧)

(4) 健全な水の循環を保全するための総合的な管理

関連する主な SDGs



ア 現状と課題

県民や民間団体、企業、行政などの積極的な参加と連携により健全な水循環の保全を進めてきましたが、引き続き水辺での活動に安心して参加できる環境づくりを進める必要があります。

公共用水域※や地下水については、水質測定計画※に基づき水質汚濁状況を監視するとともに、工場・事業場等の水質汚濁源の対策と併せて、生活排水による汚濁の低減対策を更に推進する必要があります。

また、海水浴場や湖水浴場等においては、放射性物質の現状を把握し、安全・安心を確保する必要があります。

さらに、降雨時における浸水被害の低減などのため、街路事業において透水性舗装による歩道整備を進めており、引き続き環境への負荷を低減するための施設整備を促進する必要があります。

イ 施策の方向性

「うつくしま『水との共生』プラン※」に基づき、上下流や地域、流域間の連携・交流を促進するため必要な施策を行います。

また、「福島水資源総合計画※」に基づき、安全で持続可能な水循環社会の形成のために必要な施策を行います。

さらに、「福島県水環境保全基本計画※」に基づき水環境保全施策を、「福島県農林水産業振興計画」に基づき森林環境保全策を、総合的かつ計画的に展開します。

【具体的な施策】

- ① 水環境保全活動の活性化に向けた情報発信を行うとともに、流域に關係する多くの主体との連携・交流による水環境活動を促進します。
- ② 水とのふれあいの場となる水浴場などの水辺空間における放射性物質モニタリング等を継続して実施し、その結果等を情報提供することにより、屋外活動を促進します。
- ③ 局所的な集中豪雨に対応するため、調整池や不要となった浄化槽等の既存の施設の活用、雨水の浸透により水害を防ぐ保水機能を確保し、洪水被害を最小限に抑えます。
- ④ 雨水や下水処理水等の散水用水への活用など、中水利用※を促進します。
- ⑤ 公共用水域や地下水の水質汚濁の改善を図るため、工場・事業場等の水質汚濁源の対策と併せて、生活排水による汚濁の低減対策を推進します。
- ⑥ 水環境にやさしい農業に取り組むエコファーマーの育成を図ります。
- ⑦ 下水道、合併処理浄化槽※等の污水処理施設の整備については、各施設の特性を踏まえ、地域の実情に応じたより効率的な手法を選択して整備の促進を図ります。
- ⑧ 湖沼などの閉鎖性水域※の水質改善を図るために、窒素やりんなどを除去する必要のある流域においては、高度処理型の浄化槽や下水道終末処理施設等の整備など、適切な維持管理の促進を図ります。

- ⑨ 農業集落排水施設^{*}については、施設の老朽化による維持補修、更新整備が必要な状況にあることから、施設機能診断や更新計画に基づく適時適切な施設更新を図ります。
- ⑩ 持続的な農業生産活動の支援などによる水田等の適正な維持・保全や水田の冬期湛水の活用などにより、農地の水源かん養機能などの向上を図ります。
- ⑪ 公益上、水環境の保全のために特に取組が必要と認められる森林について、水源かん養保安林などに指定するとともに、治山事業を実施しその保全を図ります。

【数値目標】

指標名	現況値 (R元年度)	目標値 (R12年度)
水質環境基準達成率（河川・湖沼・海域のBOD [*] 又はCOD [*] ）（モニタリング指標）	92%	上昇を目指す
工場・事業場の排水基準適合率（有害物質）	99.6%	100%
工場・事業場の排水基準適合率（窒素、りん含有量を除く生活環境項目）	94.2%	100%
工場・事業場の排水基準適合率（窒素、りん含有量）	92.4%	100%
汚水処理人口普及率 [*]	83.7%	97.4%

取組事例



持続的な農業生産活動として冬期湛水管理に取り組む水田（喜多方市）
(施策⑩)

（5）猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全

関連する主な SDGs



ア 現状と課題

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群は、豊かな自然に恵まれた良好な水環境を有し、その自然環境は県民のみならず国民共有の財産といえます。このかけがえのない良好な水環境が悪化することを未然に防止し、美しいまま将来の世代へ引き継いでいくことが重要です。

「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」（以下「猪苗代湖条例」という。）に基づいて、水環境の保全に向けて取り組んでいますが、猪苗代湖のC O D上昇など、水質変動が懸念されています。

イ 施策の方向性

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群が豊かな自然環境に恵まれた貴重な水資源であることを考慮して、「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画※」に基づき、従来から行っている総合的な施策に加え、県民と協働した更なる水質保全活動の実施など、健全な水の循環が保全されるよう必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ① 猪苗代湖条例に基づき、各種規制措置などにより水質汚濁防止対策を推進します。
- ② 猪苗代湖条例に基づき、水生植物群落が存在する区域のうち良好な水環境を保全することが特に必要な区域を水環境保全区域※として指定し、良好な水環境の保全を推進します。
- ③ 富栄養化を防止するため、窒素及びりんを除去する高度処理の下水道、農業集落排水施設及び窒素・りん除去型浄化槽※の計画的な整備の促進に努めます。
- ④ 水環境にやさしい農業に取り組むエコファーマーの育成を図ります。（再掲）
- ⑤ 地域の住民を始めとする県民、事業者、市町村等と連携・協力した県民参加によるヨシ刈りや近年猪苗代湖北岸に大量に繁茂するヒシ回収等の水環境保全活動を推進します。
- ⑥ 水質監視や、湖水浴場の環境放射線モニタリングなどにより、水質の保全と安全の確保を図ります。
- ⑦ 刈り取ったヨシ等の水生植物等について、効率的な資源化や利用の促進に向けた検討を進めるとともに、放射性物質濃度の検査により安全性を確認したい肥料の利用促進を図ります。
- ⑧ 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境を美しいままに将来の世代に引き継ぐため、福島県環境創造センター※（以下「環境創造センター」という。）において調査研究を進めるほか、附属施設である猪苗代水環境センターを活用した環境保全活動、環境学習・普及啓発活動を実施します。

【数値目標】

指標名	現況値 (R元年度)	目標値 (R12年度)
猪苗代湖のC O D	1. 4mg/l	1. 0mg/l 以下
猪苗代湖の全窒素値	0. 17mg/l	0. 1mg/l 以下
猪苗代湖の全りん値	0. 003mg/l	0. 003mg/l 未満
猪苗代湖の水生植物回収量	1, 054 m ³	検討中

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14

取組事例



ボランティアによる白鳥浜等でのヨシ刈りやゴミの回収・撤去作業の様子
(猪苗代町) (施策⑤)

(6) 野生動植物の保護と管理

関連する主な SDGs



15
16
17
18
19
20
21
22
23
24

ア 現状と課題

県民ボランティアとの協働や特定鳥獣保護管理計画の策定等により、野生動植物との共生を図っています。しかしながら、生物多様性の観点から重要な野生動植物の生息・生育環境は、開発行為等による環境の変化や外来生物の増加等により脅かされています。また、緩衝帯となっていた里山機能の荒廃などにより、イノシシやニホンジカの生息適地が拡大し、農業被害や人的被害が増加しています。

このため、野生動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全するとともに、急速な生息数の増加や生息地の拡大が起きている野生鳥獣等については、個体密度の低減を目的とした捕獲のほか、防護柵の設置などの対策が必要となっています。

25
26
27
28
29
30

イ 施策の方向性

「ふくしま生物多様性推進計画※」に基づき、生物多様性の保全とその恵みを将来の世代に継承していく仕組づくりや必要な施策を行います。

また、急速な生息数の増加や生息地の拡大が起きている野生鳥獣等の積極的な管理を行うなど、被害防止のため総合的な対策を進めます。

31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41

【具体的な施策】

- ① 絶滅のおそれのある野生動植物を保護するため、野生動植物保護アドバイザーと連携し、その生息・生育状況等の調査を行います。
- ② 野生動植物保護サポーターの調査や保全活動を支援し、地域の生物多様性の保全に努めます。
- ③ 鳥獣保護区等の設定により、野生生物の生息環境の保全等を図ります。
- ④ ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカなど特に管理すべき鳥獣のための計画を策定し、生物多様性の保全を図るとともに、農業被害や人的被害の軽減に努めます。
- ⑤ 保護された傷病鳥獣については、野生生物共生センター等において治療等を行い、治癒後にはリハビリ等を経て、野生復帰を行います。

- ⑥ 高病原性鳥インフルエンザの発生を早期に発見し迅速に対応できるよう、野鳥のサーベイランス（調査）を行います。
- ⑦ 外来生物による在来種への影響を回避するため、生息地を拡大している主な外来生物について、生息状況等調査を実施し、防除対策を進めます。
- ⑧ 狩猟免許取得に要する経費の助成等により、狩猟者などの野生鳥獣の保護管理の担い手の育成を図ります。
- ⑨ 野生生物共生センターにおいて、生物多様性の保全や野生動物と人との関わりについての普及啓発を行います。また、野生動物に対する放射性物質等の影響等を調査し、適切に情報提供します。

【数値目標】

指標名	現況値 (R2 年度)	目標値 (R12 年度)
野生動植物保護サポーター登録者数	158 人	178 人

取組事例



イノシシ被害防護柵設置の様子
(川内村) (施策④)

(7) 緑化の推進及び緑地の保全

関連する主な SDGs



ア 現状と課題

樹木などの緑は、潤いのある生活空間の形成、大気の浄化、地球温暖化防止や生物の多様性の保全等多くの機能を有しています。本県の豊かな緑を将来にわたり保全するため、緑化の啓発や緑化技術の普及活動、都市公園の整備等を推進してきました。

しかし、原発事故の影響により緑化等の活動が一時停滞していることから、植樹活動や育樹活動などの森林づくりの支援を行い、県民の自発的な緑化活動を更に促進する必要があります。

イ 施策の方向性

森林だけでなく、公園等の都市部の緑も重要であることから、都市公園の整備と適切な維持管理、緑化技術の普及推進等により、緑化を推進するとともに、緑地を

保全するために必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ① 東日本大震災等からの森林の再生のシンボル事業である平成30（2018）年の全国植樹祭を契機に、森林づくり意識の醸成が進んだことから、引き続き地方植樹祭・育樹祭の支援や緑の少年団の育成等を行います。（再掲）
- ② 緑の文化財^{*}保全対策事業を積極的に実施します。
- ③ 都市公園の整備と適切な維持管理で緑豊かなまちづくりを推進します。
- ④ ボランティアサポートセンターによる森林ボランティアの情報発信や企業の森林（もり）づくりにおけるボランティアフィールドの斡旋などにおいて、森林（もり）づくり活動を支援します。

【数値目標】

指標名	現況値 (R元年度)	目標値 (R12年度)
一人当たりの都市公園面積	14.2 m ²	15.2 m ²

取組事例



企業の森林（もり）づくり活動の様子
(福島市) (施策④)

（8）自然再生の推進

関連する主な SDGs



ア 現状と課題

人の活動によって過去に損なわれた自然環境を再生するため、専門家による調査やボランティア等による植生復元等の取組を行っています。

県民参画型の自然再生に向けた活動が持続的かつ広域的に展開されることが重要であり、幅広く担い手を育成するほか、活動の支援を行う必要があります。

イ 施策の方向性

自然環境への負荷を低減させるため、遊歩道等の公共施設の整備や管理を行うほか、自然環境の再生活動を行う団体等と連携しながら植生復元等の取組を行います。

【具体的な施策】

- ① それぞれの河川・沿岸域が本来有している環境の保全や再生、水辺の自然環境を舞台とした健全な社会活動を維持するため、環境や魚類等の生態系に配慮した河川・沿岸域の整備及び管理を行います。
- ② 津波被災地域の河川河口部・沿岸域においては、新たに確認された希少種に配慮しながら復旧事業等の整備を行います。
- ③ ダム下流の河川環境を保つため、生態系や景観に配慮した河川維持流量の適切な放流等のダムの弾力的管理により、河川環境の改善に努めます。
- ④ 野生動植物保護アドバイザー及び野生動植物保護サポーターと連携し、県内における希少野生動植物や外来生物の生息・生育状況の把握に努めます。
- ⑤ 植生の復元、野生動植物の生息・生育環境の改善等、自然再生を図るため、ボランティア等の育成を行います。
- ⑥ 県内の自然の家において、学校教育団体等への体験プログラムの提供により、自然環境を活かした体験学習を推進します。

【数値目標】

指標名	現況値 (R2 年度)	目標値 (R12 年度)
水と親しめるふくしまの川づくり箇所数（モニタリング指標）	91 箇所	上昇を目指す

取組事例



野生動植物保護サポーターの研修会の様子（施策④）

（9）県の工事等における健全な自然循環への配慮

関連する主な SDGs



ア 現状と課題

規模が大きく、環境に影響を及ぼすおそれのある事業については、環境影響評価※制度等を適切に運用し、環境の保全に十分に配慮して事業が行われるようにする必要があります。

また、地域住民や自然保護団体などの理解を得ながら動植物への影響が少なくなるような河川・道路の整備を進めており、引き続き自然循環が健全な状態に保全で

きるよう、調査設計段階における工夫や工事施工時に配慮する必要があります。

さらに、県有建築物の新築時における環境性能（エネルギー消費性能）の向上はもとより、既存建物の環境性能をより一層向上させるために、引き続き、既存県有建築物のエネルギー消費性能評価及び運用改善を実施する必要があります。

イ 施策の方向性

土地の形状の変更、建築物・工作物の新設等の工事の実施に当たっては、環境への負荷の低減を図るとともに、地域住民や自然保護団体等の理解を得ながら計画することにより、自然循環が健全な状態に保全されるよう配慮します。

また、豊かな自然を保全するとともに、環境への負荷を可能な限り少なくするため、地域の植生に配慮した法面緑化など動植物・生態系等の自然環境に配慮した道路整備を進めます。

さらに、環境影響評価法及び環境影響評価条例に基づく手続きが適切に行われるよう、事業者に対して指導等を行います。

【具体的な施策】

① 自然公園等の良好な自然環境を有する地域において、地域の地形や自然環境を踏まえた道路の計画を行うとともに、けもの道の確保等生態系全般との共生を図る道路整備を推進します。

② 県有建築物の整備や改修において、「再エネ・省エネ推進建築物整備指針」及び「再エネ・省エネ推進建築物設計ガイドライン」を適用するとともに、ZEB[※]化モデル事業で得られた知見から省エネルギー性能の高い技術を積極的に取り入れるなど、環境性能（エネルギー消費性能）の向上を図り、県有建築物から排出されるCO₂排出量の削減に取り組みます。

③ 環境影響評価法及び環境影響評価条例に基づき、大規模な事業を実施する場合に適切な環境保全が図られるよう指導・助言を行います。

取組事例



ZEB化工事を実施した須賀川土木事務所の様子（BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）にて最高ランクの☆5を取得）（施策②）

2 適正な資源循環が確保された社会 ～地域循環システムが形成された自立・分散型社会の実現～

従来の大量生産、大量消費及び大量廃棄型の経済社会システムは、自然界から多くの資源を獲得し、消費する過程で多くの廃棄物を排出したり、自然界に大きな負荷を与えることにより、地球環境を損なってきました。自然環境の悪化や天然資源の枯渇、また化石燃料の消費による地球温暖化は、人類その他の生物の生存そのものに関わる大きな問題となっています。

本県では、省資源・省エネルギー等の地球温暖化対策を県民・事業者・市町村等のあらゆる主体と一体となった県民総ぐるみの取組として展開するとともに、再生可能エネルギーの導入や3Rの推進、バイオマスの利活用等を図り、適正な資源循環の確保等に取り組んできました。

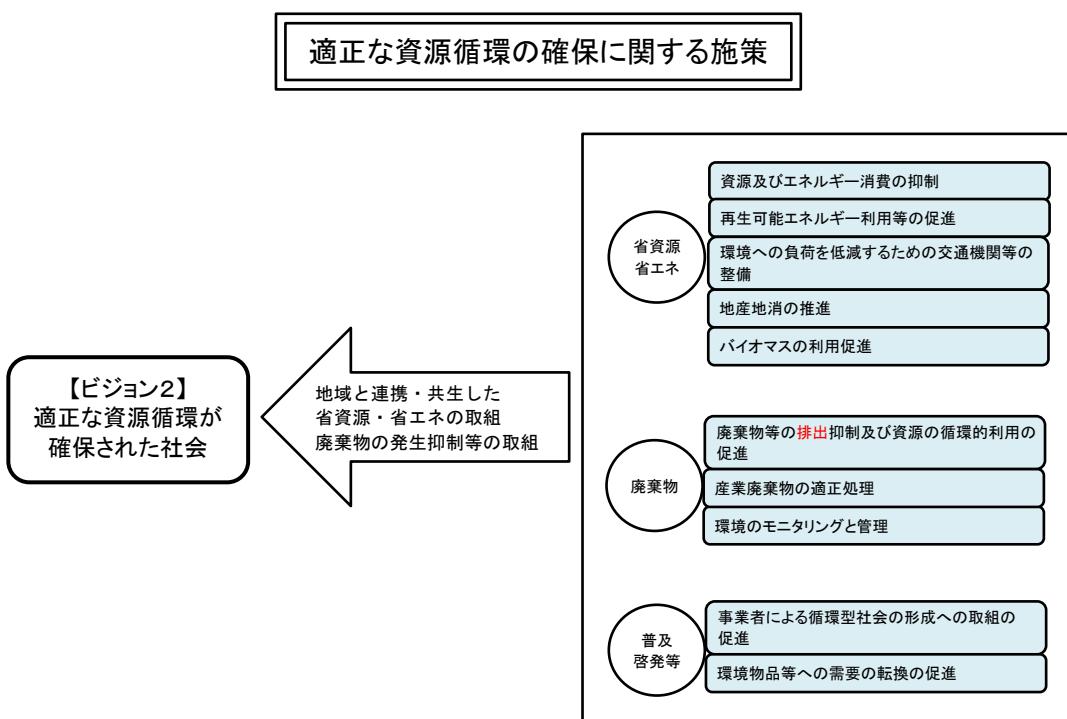
東日本大震災等を機に省エネルギーの機運や再生可能エネルギーへの期待が高まりました。また、国が平成30（2018）年に策定した第五次環境基本計画において「地域循環共生圏」の創造を目指すとするなど、適正な資源循環の確保の一層の推進が求められています。

平成29（2017）年度を対象として実施した本県の物質フロー調査によれば、東日本大震災前と比較して資源投入量の増加や資源生産性の悪化が見られましたが、循環利用量の増加による循環利用率の上昇や最終処分量の減少による最終処分率の改善が見られ、これらは国と同程度の水準となっています。（巻末資料2「福島県における物質フローの概要」参照）

適正な資源循環を確保するためには、化石燃料等の資源やエネルギーの消費抑制を図ることが大切です。併せて、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利用を促進することは、地球温暖化対策の推進の面からも重要です。

また、廃棄物の発生抑制やリサイクル、適正処理をより一層促進する必要があります。さらに、輸送エネルギーの低減や地域における資源循環を促進するためには、エネルギーの地産地消や地域のバイオマスの利活用を促進するなど、地域の特性や資源の性質に応じて最適な規模での地域循環が形成されることが重要です。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20



(1) 資源及びエネルギー消費の抑制

関連する主なSDGs



21

ア 現状と課題

平成27（2015）年12月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、令和2年以降の新たな温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として2℃目標を設定するとともに、1.5℃に抑える努力を追求することに言及し、各国が温室効果ガス排出削減の自主目標を設定し地球温暖化対策に取り組んでいくこととしています。

東日本大震災等を機に、省エネルギーの意識が高まりました。国内の温室効果ガス排出量は、省エネ等によるエネルギー消費量の減少や、再生可能エネルギーの拡大などにより減少傾向にあります。

本県における温室効果ガスの排出量についても、平成29（2017）年度実績において平成25（2013）年度比▲12.6%（調整後排出量）と減少していますが、令和2（2020）年度目標である平成25（2013）年度比▲25%に対して約5割の達成状況となっており、地球温暖化の緩和策及び気候変動への適応策を両輪とした、より実効性のある温暖化対策が必要となっています。

36

イ 施策の方向性

「福島県地球温暖化対策推進計画」に基づき、東日本大震災等からの復旧・復興を最優先事項としつつ、県民、事業者、市町村等のあらゆる主体と一緒に、経済発展との調和を図りながら、県民総ぐるみの地球温暖化対策を強化します。また、

「地球にやさしい“ふくしま”県民会議*」（以下「県民会議」という。）との連携強化などによる徹底した省資源・省エネルギー対策を推進していくことに加え、再生可能エネルギーの導入拡大や県産水素の利活用推進、資源の循環利用の一層の促進等による地球温暖化対策を目指します。

併せて、気候変動への適応の視点や、新型コロナウイルス感染症に対応する「新しい生活様式」（以下「新しい生活様式」という。）にも対応した施策を実施します。

【具体的な施策】

- ① 県民会議との連携を強化し、県民、事業者、市町村等のあらゆる主体による県民ぐるみの地球温暖化対策に積極的に取り組みます。
- ② 事業所や学校、家庭での節電・節水などの省資源・省エネルギーの実践活動を促す福島議定書事業*やみんなでエコチャレンジ事業*について、県民会議と一体となった取組を推進します。
- ③ エコドライブの推進により、家庭や事業所等における省エネルギーを促進します。
- ④ 地域や家庭での地球温暖化対策の現状や重要性の理解を深めるため、「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」と連携した地域での地球温暖化対策を推進します。
- ⑤ 環境負荷の低減のほか、蓄電・給電機能の活用など社会的価値にも着目した電気自動車等の普及を促進します。
- ⑥ 住宅や建築物の省エネルギー化を促進するとともに、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備、蓄電池等を導入するZEH*、ZEBを促進します。
- ⑦ 中小企業等が廃棄物処理施設や省エネ設備の整備、電気自動車等の導入など省エネルギー対策等に取り組む際に必要な資金の融資をあっせんします。
- ⑧ 業務用空調冷凍機器に充填されているフロン類の漏洩防止及び適正処理を促進するため、第1種フロン類充填回収業者への監視、指導及び機器管理者への定期点検の実施や適正管理の普及・啓発を行います。
- ⑨ 県民、事業者、市町村等のあらゆる主体が一体となった省エネルギーの推進を図るため、地域ぐるみでの省エネ計画の策定に取り組む市町村及び省エネルギー対策に取り組む事業者を支援します。
- ⑩ 「ふくしまエコオフィス実践計画」に基づき、県が一事業者、一消費者として、県有施設での省資源・省エネルギーに取り組みます。
- ⑪ 県有建築物の計画・設計の段階から、環境負荷低減に配慮した断熱性の高い工法やリサイクル可能な資材等の採用、空調・換気設備におけるエネルギーの効率的利用等により、省資源・省エネルギー対策を行います。また、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に努めます。
- ⑫ 新たな感染症対策に伴う夏のマスク着用や冷房使用時の換気の実施等の「新しい生活様式」に対応した熱中症予防対策に取り組みます。

1

【数値目標】

指標名	現況値 (R2 年度)	目標値 (R12 年度)
温室効果ガス排出量（2013 年度比）	▲12.6% (H29 年度)	▲50%
温室効果ガス排出量（事業者としての福島県）	75,370,357 kg-CO ₂	検討中
福島議定書事業（事業所版）参加事業所数	1,640 事業所	11,000 事業所
福島議定書事業（学校版）参加校数	329 校	1,000 校
うつくしま地球温暖化防止活動推進員活動回数	237 回	850 回
みんなでエコチャレンジ事業参加世帯数	3,347 世帯	37,500 世帯
電気自動車等の保有車両数（モニタリング指標） ※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車	208,102 台	増加を目指す

2

3

4

取組事例



地球にやさしい“ふくしま”県民会議の様子（施策①）

5

6

7

8

（2）再生可能エネルギー利用等の促進

関連する主な SDGs



9

ア 現状と課題

再生可能エネルギーの推進については、本県復興の基本理念の一つである「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を具体化する大きな柱であり、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン※（改訂版）」において、「2040年頃を目指し、県内のエネルギー需要の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す県を目指す」とこととしています。

令和元（2019）年度の導入状況は、県内のエネルギー需要と比較して34.7%となっており、目標達成に向けてより一層の再生可能エネルギーの導入を促進

する必要があります。

イ 施策の方向性

「再生可能エネルギー先駆けの地」の実現に向け、再生可能エネルギーの導入拡大を図るとともに、県内における地産地消を推進し、**持続可能なエネルギーシステムの構築**につなげます。また、エネルギー・エージェンシーふくしま*を核として、企業間のネットワーク構築から、新規参入、人材育成、研究開発、事業化、販路拡大、海外展開まで一体的・総合的に支援するなど、再生可能エネルギー・水素関連産業の育成・集積を推進します。

【具体的な施策】

- ① 地域主導で再生可能エネルギーの導入を推進できるよう、広く県民等に向けて、再生可能エネルギーに関する普及啓発を行い、地域においてリーダーとなる人材の育成、人材が集う場となる組織づくりを進めます。また、再生可能エネルギー事業への県民参加を促進し、事業の利益が地域に還元される仕組みを構築します。
- ② 再生可能エネルギーの種類に応じて、設備導入や調査等に対する支援を行い、導入拡大を推進します。
- ③ 再生可能エネルギー・水素関連産業の育成・集積に向けて、エネルギー・エージェンシーふくしまを核として、企業間のネットワーク構築から、新規参入、人材育成、研究開発、事業化、販路拡大、海外展開まで一体的・総合的に支援します。また、未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とすることを目指す福島新エネ社会構想の取組と連携を図りながら、関連産業の拠点化を図ります。
- ④ 再生可能エネルギーの導入拡大により、本県の復興を牽引します。
- ⑤ 県有建築物における太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に努めます。

【数値目標】

指標名	現況値 (R2 年度)	目標値 (R12 年度)
再生可能エネルギー・水素関連産業の工場立地件数	68 件	158 件
再生可能エネルギー導入量（県内エネルギー需要との比較）	調整中	70%

取組事例



住宅用太陽光設置イメージ
(施策①)

1
2

(3) 環境への負荷を低減するための交通機関等の整備と利用

関連する主な SDGs



3

ア 現状と課題

車社会の進展、少子化等の影響により公共交通機関利用者は減少傾向にあるため、公共交通機関の利用を働きかけています。

しかし、東日本大震災等により、JR常磐線やJR只見線に一部不通区間が生じました。JR常磐線については、令和2（2020）年3月14日に全線運転再開しましたが、JR只見線についても、国、関係市町村等と連携・協力し、令和4年中の全線運転再開に向けて鉄道復旧工事が進められています。

また、エネルギー消費の抑制や環境への負荷を低減するため、交通渋滞の緩和や通過時間の短縮、自転車等への転換を図ることが必要です。

12

イ 施策の方向性

公共交通機関の維持確保や利用拡大のために必要な施策を行います。

また、交通渋滞等に伴うエネルギーの消費は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出増加にもつながることから、道路の改良その他交通の円滑化のために必要な施策を行います。

さらに、福島議定書事業等を通じ、自転車通勤や公共交通機関の利用を呼びかけます。

20

【具体的な施策】

- ① 関係機関・団体と連携して「バス・鉄道利用促進デー」の更なる周知や感染症対策による安全・安心の取組をPRすることにより、自動車排出ガスの抑制など、環境への負荷を低減できる公共交通機関の利用を促進します。
- ② 国、関係市町村等と連携・協力し、JR只見線の全線運転再開と利活用推進に向けて取り組みます。
- ③ マイカー通勤による渋滞の解消やCO₂の排出削減などを図るため、通勤手段をマイカーから公共交通機関等に転換するための普及啓発を行います。
- ④ 国、県が推進する「福島新エネ社会構想」の実現に向けて、本県産業の新たなニーズに対応した港湾整備を行うとともに、海上輸送の利便性向上を図りモーダルシフト※を促進します。
- ⑤ 交通渋滞の緩和、解消を図るため、バイパス、交差点改良等の整備を推進します。

34

35

36

37

38

39

40

1

【数値目標】

指標名	現況値 (R元年度)	目標値 (R12年度)
公共交通機関利用者数（バス）（モニタリング指標）	19,228人	現状維持を目指す
公共交通機関利用者数（JR）（モニタリング指標）	30,405人	現状維持を目指す
公共交通機関利用者数（三セク鉄道等）（モニタリング指標）	4,395人	現状維持を目指す
渋滞対策実施箇所率	関連計画において検討中 (指標の削除や修正等の可能性を含む)	

2

3

4

取組事例



奥会津ビューポイント（かねやまふれあい広場）から望む只見川と只見線
(施策②)

15

16

（4）廃棄物等の排出抑制及び資源の循環的利用の促進

関連する主なSDGs



17

ア 現状と課題

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

本県の一般廃棄物の減量化については、一人一日当たりのごみ排出量は東日本大震災の影響により大幅に増加し、ここ数年減少傾向にあるものの全国下位レベルで推移しています。また、国内で年間600万トン以上発生し、国民一人一日当たりに換算するとお茶碗一杯分のご飯の量にもなる食品ロスは、その削減に対する意識が消費者や事業者に徐々に浸透していますが、令和元（2019）年度に「食品ロス削減の推進に関する法律」が制定されたことなどを踏まえ、更なる取組の促進が必要です。さらに、リサイクル率についても全国下位レベルで推移していることから、今後もごみ減量化及び分別を徹底するなどの取組を強化する必要があります。

一方、東日本大震災や令和元年東日本台風などでは大量の廃棄物が発生したことから、今後の大規模災害の発生に備え、災害廃棄物を適切かつ円滑に処理するための体制を確保する必要があります。

海岸漂着物については、海岸に漂着するごみや、海洋に漂流するごみ等が船舶の航行や漁業環境の支障になっていること、海洋に流出するプラスチックごみ等が国際的な問題になっていることから対策を推進する必要があります。

1 産業廃棄物の排出抑制については、東日本大震災後一時的に排出量が増加したも
2 のの、近年は横ばい傾向となっています。また、再生利用率については、近年は5
3 0%前後で推移し、全国平均と比較すると同程度となっていますが、循環型社会形
4 成に向け、排出抑制等の取組を強化する必要があります。

イ 施策の方向性

「福島県廃棄物処理計画」及び「福島県分別収集促進計画」に基づき、県民及び市町村等が連携して行う廃棄物等の排出抑制や発生した廃棄物等の適切な再使用、リサイクル等を一層促進するための情報の提供等を行います。

また、食品ロス削減推進計画の策定に取り組むとともに「食べ残しゼロ協力店・事業所」の募集、認定など、食品ロス削減に向けた取組を促進します。

さらに今後の大規模災害の発生に備え、災害廃棄物の処理やリサイクルを円滑に行うための体制の確保を図ります。

リサイクル率向上のため、県が行う工事等において「うつくしま、エコ・リサイクル製品※」（以下「エコ・リサイクル製品」という。）の更なる利用拡大を図るとともに、市町村や事業者に対し利用の働きかけを行います。

「福島県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進します。

【具体的な施策】

(一般廃棄物に関すること)

- ① 排出者責任※や廃棄物の処理についての理解を深めるため、県民に対して、適正な排出、委託、処理方法等に関する正しい知識の普及啓発に努めます。
- ② 「食べ残しゼロ協力店・事業所」の認定・周知を行うとともに、家庭における食べ残し削減に向けた普及啓発など食品ロス削減に向けた取組を促進します。
- ③ 使い捨てプラスチック製容器・包装の削減に向けて、県民、事業者等と連携したマイバッグ、マイボトル・マイカップの取組を推進し、環境への負荷を低減する意識の向上を図ります。
- ④ 海洋に流出するプラスチックごみやマイクロプラスチックが国際的な問題となっていることから、プラスチックごみの排出抑制や海岸漂着物の回収・処理に努めます。
- ⑤ 食品残さの発生抑制や生ごみの水切りの徹底など、生ごみの減量化の取組の普及・啓発を図ります。また、家庭や地域ぐるみでの生ごみのたい肥化の取組が広まるよう情報交換を促進します。
- ⑥ 町内会等による集団回収は、リユースやリサイクルを進める上で非常に重要な役割を有しているため、集団回収のより一層の促進を図ります。
- ⑦ ごみの減量化やリサイクル促進のモデル事業を行い、その結果を踏まえて市町村の取組を支援します。
- ⑧ 地球温暖化対策のため、ごみの焼却処理において、ごみ発電等の導入等余熱利用の促進を図ります。
- ⑨ 今後の大規模災害の発生に備え、災害廃棄物の処理に係る広域的な連携や協力体制を確保するとともに、再資源化を促進します。

1 (産業廃棄物に関すること)

- 2 ⑩ 事業者等が新たな処理施設の設置や既存の処理施設の改修等を行うに当たって
3 は、産業廃棄物処理施設への熱回収施設の認定制度を周知する等により、熱回収
4 施設の導入を促進します。
- 5 ⑪ 産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進を目的とする施設整備や排出抑制等
6 の調査・研究を支援します。
- 7 ⑫ 廃プラスチックをはじめとした産業廃棄物の排出抑制及び再生利用を目的とした
8 施設整備を支援するなど、再生利用等を促進します。
- 9 ⑬ 中小企業等が廃棄物処理施設や省エネ設備の整備、電気自動車等の導入など省
10 エネルギー対策等に取り組む際に必要な資金の融資をあっせんします。（再掲）
- 11 ⑭ 農業用使用済プラスチックの適正処理を強化し、リサイクルを推進します。また、
12 長期展張性フィルムや、生分解性マルチ、生分解性被覆肥料等の導入を促進
13 し、排出の抑制に努めます。（再掲）

14 (各種リサイクル等の推進に関すること)

- 15 ⑮ 容器包装リサイクル法及びプラスチック資源循環促進法に基づく容器包装及び
16 プラスチック製品の再商品化を促進するため、標準的な分別収集方法の普及等、
17 市町村への助言を行うことにより分別収集の促進を図ります。
- 18 ⑯ 家電リサイクル法及び使用済小型家電リサイクル法に基づき、家電製品や小型
19 電子機器の適正な処理を促進することにより、家電製品等の再資源化を図ります。
- 20 ⑰ 資源有効利用促進法及び建設リサイクル法に基づき、建設工事に係る資材の有
21 効利用を推進します。
- 22 ⑱ 食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物等の発生抑制、再生利用、減量等食品
23 リサイクルを推進します。
- 24 ⑲ 自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資
25 源の有効な利用の確保等を図るため、自動車リサイクルを推進します。
- 26 ⑳ 下水汚泥の減量化やリサイクルを推進します。
- 27 ㉑ 県内で生じた廃棄物等を原料とし、環境に配慮して製造された製品をエコ・リ
28 サイクル製品として認定し、県民へのPRや、県による率先的な利用、認定事業
29 者への支援など普及促進を図ります。

31 【数値目標】

32 (一般廃棄物に関すること)

指標名	現況値 (R元年度)	目標値 (R12年度)
一般廃棄物の排出量（県民1人1日当たり）	1,035g	全国平均値以下
一般廃棄物のリサイクル率	12.7%	全国平均値以上
一般廃棄物の1日当たりの最終処分量	246t	150t (R8年度)
食べ残しぼロ協力店・事業所数（累計）	582店・事業所 (R2年度)	1,550店・事業所

1 (産業廃棄物に関すること)

指標名	現況値 (R元年度)	目標値 (R12年度)
産業廃棄物の排出量	7,722千t	7,600千t以下
産業廃棄物の再生利用率	54%	53%以上
産業廃棄物の最終処分率	7%	5%以下

2
3

(各種リサイクル等の推進に関すること)

指標名	現況値 (R2年度)	目標値 (R12年度)
建設副産物発生量・リサイクル率（アスファルト塊・コンクリート塊）（モニタリング指標）	99.6%	99%以上を維持
建設発生土の有効利用率（モニタリング指標）	68.3% (H30年度)	—
うつくしま、エコ・リサイクル製品認定数（累計）	100製品	150製品

4

5

6 取組事例



7 家庭から出る生ごみを堆肥化して肥料にすることできることでごみを減量できます。（施策⑤）

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

（5）事業者による循環型社会形成への取組の促進

関連する主なSDGs



19

ア 現状と課題

20

21

22

23

24

25

26

27

事業活動に伴う廃棄物の発生、非効率なエネルギー利用等が環境に対して負荷を与えていていることから、これらの抑制、改善に向けた事業者の取組への支援、講習会等の開催や専門家の派遣による助言等により、様々な産業分野における廃棄物の発生抑制・リサイクルや省エネルギー対策を推進する必要があります。

また、エコ・リサイクル製品の利用を拡大していく必要があります。

イ 施策の方向性

事業者による廃棄物の発生抑制・リサイクルや省エネルギー政策を促進するため、

これらに取り組む事業者への支援、講習会等の開催や、様々な主体と連携した情報発信などによる意識の啓発などの施策を行います。

また、イベントの開催等を通し、事業者に対するエコ・リサイクル製品の紹介や利用の働きかけを行います。

【具体的な施策】

- ① 環境・リサイクル分野における産学官のネットワーク構築から、新規参入、研究開発、事業化まで一体的・総合的に支援するなど、関連産業の育成・集積を推進します。
- ② 県民、事業者、市町村等のあらゆる主体と一緒にとなった省エネルギーの推進を図るため、省エネルギー対策に取り組む事業者を支援します。
- ③ 事業所や学校、家庭での節電・節水などの省資源・省エネルギーの実践活動を促す福島議定書事業やみんなでエコチャレンジ事業について、県民会議と一緒にとなった取組を推進します。 (再掲)
- ④ 使い捨てプラスチック製容器・包装の削減に向けて、県民、事業者等と連携したマイバッグ、マイボトル・マイカップの取組を推進し、環境への負荷を低減する意識の向上を図ります。 (再掲)
- ⑤ 省エネルギー、環境マネジメント等に関する専門家を派遣し、効率的なエネルギー使用等に係る助言を行い、事業者による自主的な省エネ・省資源活動を支援します。
- ⑥ 中小企業等が廃棄物処理施設や省エネ設備の整備、電気自動車等の導入など省エネルギー対策等に取り組む際に必要な資金の融資をあっせんします。 (再掲)
- ⑦ 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進を目的とする施設整備や排出抑制等の調査・研究を支援します。 (再掲)
- ⑧ 「ふくしま産業育成資金」により、環境関連産業や再生可能エネルギー関連事業事業者等の設備投資等に必要とされる資金について支援します。

【数値目標】

指標名	現況値 (R2 年度)	目標値 (R12 年度)
福島議定書事業（事業所版）参加事業所数（再掲）	1,640 事業所	11,000 事業所
福島議定書事業（学校版）参加校数（再掲）	329 校	1,000 校

1
2

取組事例



マイカップ持参の推進（施策②）

3
4
5

（6）環境物品等への需要の転換の促進

関連する主な SDGs



6
7

ア 現状と課題

環境負荷低減のため、グリーン購入*により、環境に配慮した商品を積極的に購入することが求められていますが、環境物品等に関する情報が多様であることから、県民へ適切な情報を提供する必要があります。

また、県は、一事業者として、グリーン購入について率先して取り組む必要があります。

13

イ 施策の方向性

県民等が物品の購入等に当たって、省資源・省エネルギー型の環境に配慮した商品等を選択するための情報提供その他の必要な施策を行います。

また、県は、グリーン購入法*に基づき、環境に配慮した物品等を優先的に選択します。

19

【具体的な施策】

- ① 県民等の環境に配慮した消費行動に結びつくよう、エコマーク*、統一省エネラベル*等を周知するなど、適切な情報提供を行います。
- ② みんなでエコチャレンジ事業の取組を通じ、環境に配慮した物品の購入等の啓発を図ります。
- ③ 県内で生じた廃棄物等を原料とし、環境に配慮して製造された製品をエコ・リサイクル製品として認定し、県民へのPRや、県による率先进的な利用、認定事業者への支援など普及促進を図ります。（再掲）
- ④ 県は、ふくしまエコオフィス実践計画に基づき、一事業者、一消費者としてグリーン購入等に率先して取り組むとともに、環境負荷の少ない製品の使用等を一層推進します。

31
32
33
34

1

【数値目標】

指標名	現況値 (R2 年度)	目標値 (R12 年度)
県機関における電気自動車等導入割合 ※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車	8.1% (R 元年度)	検討中
うつくしま、エコ・リサイクル製品認定数（累計）（再掲）	100 製品	150 製品

2

3

4

取組事例



展示会でのエコ・リサイクル製品 P R の様子（施策③）

5

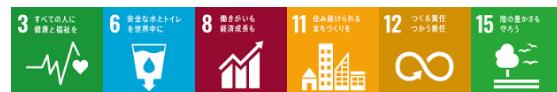
6

7

8

（7）地産地消の推進

関連する主な SDGs



9

ア 現状と課題

地域内で生産から消費まで完結できる地産地消の取組は、地域資源の有効活用や地域経済の好循環に寄与するだけでなく、輸送に伴うフード・マイレージの観点からも、環境への負荷を減らすことにつながると考えられます。また、新型コロナウイルス感染症下における移動制限に伴う生産活動の減少、物流寸断等に対応するものとして重要な意義を持つことから、「地産地消月間」や「地産地消シンボルマーク」の取組等を通じて、県民及び県内企業等による更なる地産地消を推進していく必要があります。

併せて、原発事故に伴う放射性物質の影響により、県産農林水産物等の利用を控える傾向が依然として一定程度あるため、県産農林水産物に対する理解を促進する必要があります。

また、地域の特性や循環資源の状況等に応じて地域間で補完し合う「地域循環共生圏」による地産地消の循環形成を推進する必要があります。

さらに、近年の自然災害の増加により、災害時における電力供給と地域分散型電源の重要性が増していることに加え、「新しい生活様式」のもと、在宅勤務・テレワークの増加など、地域分散型社会への移行の動きを踏まえる必要があります。

イ 施策の方向性

「地産地消月間」等により、県民及び県内企業等の地産地消への取組の促進に努め、普及啓発を通して地域活性化を図ります。

併せて、県産農林水産物等に対する不安や風評を払拭し、利用を促進するため、モニタリング検査や情報提供などを行います。

また、地域住民、事業者、N P O ・ N G O 、有識者等と連携し「地域循環共生圏」の形成を推進し、資源の循環、生物多様性の確保、脱炭素化の実現等のため必要な施策を行います。

さらに、地域分散型社会への移行の動きを踏まえ、エネルギー分野の地産地消に取り組みます。

【具体的な施策】

- ① 全県的な運動として地産地消を推進し、「地産地消月間」を契機として地域が有する資源の利活用を促進するとともに、県民の地産地消に対する意識醸成を図ります。
- ② 農林漁業体験を通じて旬の県産農林水産物と触れ合える機会を作ります。
- ③ 県の主催する会議やイベント等において県産品等の積極的な利用に努めます。
- ④ 地産地消に積極的に取り組む飲食店や販売店の認証制度などを通じて、地産地消の普及と県産品の利用拡大を図ります。また、「がんばろう_ふくしま!」応援店※などを通じて、県産農林水産物の魅力・安全性をP R し、利用拡大を図ります。
- ⑤ 加工業などの食品産業や学校給食等における県産農林水産物の利活用の拡大を図ります。
- ⑥ 県産農林水産物や食品の放射性物質の検査の強化と検査結果の分かりやすい提供に取り組むとともに、食の魅力の発信により、地元産品への理解促進と利用拡大を図ります。
- ⑦ 公共施設等における県産木材等の積極的な利用促進を図るとともに、民間施設や個人住宅等における県産木材等の利用拡大に向け普及啓発を図ります。
- ⑧ 県産木材を使用した木造住宅の建設促進を図り、地域の関係産業の振興と併せて脱炭素社会の構築を目指します。
- ⑨ 住宅用太陽光発電設備や県内企業等による自家消費型の発電設備等の導入を支援します。

【数値目標】

指標名	現況値 (R2 年度)	目標値 (R12 年度)
県産の食材を積極的に購入すると回答した県民の割合	56. 9%	70%以上

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14

取組事例



県産の食材を使った学校給食の風景
(新地小学校) (施策⑤)

15

(8) バイオマスの利用促進

関連する主な SDGs



ア 現状と課題

地球温暖化防止やエネルギーの地産地消の観点からも、バイオマスのエネルギー源としての有効活用が求められています。

バイオマスの総合的な利活用を実現していくためには、県民や事業者、市町村等が、それぞれの役割に応じて様々な取組を進めるとともに、各主体が連携して、地域全体で推進することが必要です。

21

イ 施策の方向性

バイオマスの総合的な利活用を推進していくため、県民に対して広く普及啓発活動を行うとともに、必要な施策を推進します。

また、地域内の資源循環体制を再構築し、たい肥等有機性資源の利活用の推進を図るとともに、「福島県バイオマス活用推進計画」に基づき、バイオマス利活用の総合的かつ効果的な推進を図ります。

28

【具体的な施策】

- 30 ① 一般家庭や公共施設等における熱利用や発電等の幅広い分野での再生可能エネ
31 ルギーとして木質バイオマス利用を促進します。
- 32 ② 間伐材等未利用材の利用を拡大するため、木質バイオマス利用を促進します。
- 33 ③ 「福島県バイオマス活用推進計画」に基づき、生ごみ、木くず、し尿処理汚泥、
34 凈化槽汚泥等廃棄物系バイオマスの利活用の施設設置を促進するとともに、集落
35 排水汚泥について、放射性物質の含有の状況に応じて、利活用の検討を行います。
- 36 ④ 農村地域等で発生する家畜排せつ物など有機性資源の循環利用を進めるため、
37 たい肥の放射性物質濃度の検査実施により、安全性を確認し、その流通・利用の
38 促進を図ります。
- 39 ⑤ 関係機関と連携し、県内企業によるバイオマス発電の研究開発を支援します。

40

1

【数値目標】

指標名	現況値 (R元年度)	目標値 (R12年度)
木質燃料使用量	631,366t	900,000t以上

2

3

4

取組事例



間伐材等から生産される木質ペレットを利用する
ペレットストーブ（施策①）

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

（9）産業廃棄物の適正処理

関連する主なSDGs



18

ア 現状と課題

19

20

21

22

23

24

25

イ 施策の方向性

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

産業廃棄物関係法令等に基づく産業廃棄物処理施設、同処理業等の許認可の審査等を的確に行うとともに、定期的な立入検査により産業廃棄物の排出量や処理状況等を継続して把握するなど、今後とも適正処理の確保に努める必要があります。

また、産業廃棄物の大規模な不法投棄は減少傾向にありますが、事案は悪質かつ巧妙化しており、引き続き不法投棄防止対策を推進する必要があります。

【具体的な施策】

- ① 事業者や処理業者の設置する産業廃棄物処理施設等の適正処理の推進を図るため、立入検査等を実施します。
- ② 産業廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見等のため、不法投棄監視員の配置や休日・夜間の警備会社への監視委託等の対策を実施します。
- ③ 適正処理に関する啓発や意識の向上を図るため、排出事業者及び処理業者に対して、研修会等を開催します。
- ④ 産業廃棄物処理業の振興を図るため、優良産業廃棄物処理業者の公表、処理技術等向上に向けた人材育成等を行います。

1
2

取組事例



不法投棄現場の様子（施策②）

3
4
5
6

（10）環境のモニタリングと管理

関連する主な SDGs



7

ア 現状と課題

環境の大気や水質の常時監視を行っていますが、大気については、光化学スモッグの原因となるオゾンの環境基準が全国の傾向と同様に超過しています。また、水質については、特に、閉鎖性水域である湖沼におけるCOD、全窒素及び全リンや地下水の水質の環境基準の超過が課題であり、改善へ向けて取り組む必要があります。

13

イ 施策の方向性

工場・事業場、自動車などからの大気汚染物質の排出量の削減を図るとともに、光化学スモッグが発生した場合には県民の健康被害を防止する施策を行います。

また、湖沼への水質汚濁物質の流入削減や工場・事業場からの有害物質の地下水への漏洩防止の施策を行います。

19

【具体的な施策】

① 光化学スモッグの発生を抑制するために、大気汚染防止法、フロン排出抑制法及び廃棄物処理法などの関係法令に基づき、工場・事業場、自動車からの大気汚染物質排出量の削減に向けた取組を行います。また、光化学スモッグが発生した場合には、速やかに注意報や警報を発令することにより健康被害の防止を図ります。

② 湖沼においてCOD、全窒素及び全リンの環境基準を達成するために、工場・事業場に対し水質汚濁防止法等に基づき立入調査を行い、排水基準が遵守されるよう監視指導を行います。また、下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備の促進を図ります。

③ 水質汚濁防止法や土壤汚染対策法などの関係法令に基づき、工場・事業場に対し、有害物質の土壤・地下水への漏洩防止を指導します。

④ セミナーや事例発表会などをを行うことにより、工場・事業場による化学物質の排出削減の自主的取組を促します。

33

1 ⑤ 地域の住民を始めとする県民、事業者、市町村等と連携・協力した県民参加に
2 よるヨシ刈りや近年猪苗代湖北岸に大量に繁茂するヒシ回収等の水環境保全活動
3 を推進します。 (再掲)

4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18

取組事例



事業者を対象とした、化学物質による環境リスクの低減に向けたリスクコミュニケーションに関するセミナーの様子
(環境創造センター) (施策④)

1 3 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会
2 ~あらゆる主体やその連携による環境への負荷を低減する
3 ライフスタイル・社会経済システムの実現~

5 これまでの豊かで便利な生活は、資源やエネルギーの大量消費や不用となったものの大量廃棄につながり、環境汚染等の様々な環境問題を引き起こしてきました。

7 近年、温室効果ガスの排出による気温の上昇により、世界各地で多くの異常気象が発生しています。本県においても、令和元年東日本台風等による甚大な被害が生じています。

9 これらの問題を解決するために最も大切なのは、県民一人一人が環境問題に対する高い意識を持ち、心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式に転換し、主体的に行動することです。

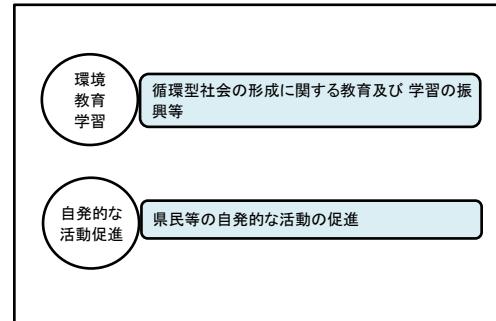
12 本県では、県民の環境問題に対する意識を高めるため、環境教育の推進を図るとともに、県民等が取り組む自発的な活動の促進を図ってきました。これにより、県民の環境問題に関する意識や行動は高まってきました。

15 しかしながら、地球温暖化は現在も進行しており、また、新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大しています。これまでの社会経済システムを変革し、脱炭素と経済の好循環、新しいライフスタイルへの転換を図り、豊かな自然を始めとする本県の特性を活かした持続可能な循環型社会を形成するために、県民一人一人及び各事業者等が環境への負荷を低減する取組を率先して実行する必要があります。あわせて、県民、事業者、市町村等のあらゆる主体と幅広く連携しながら、県民総ぐるみの取組を一層推進していくことが重要です。

24 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会に関する施策

28 【ビジョン3】
29 心の豊かさを重視した
30 賢い生活様式及び
31 行動様式が定着した社会

32 あらゆる主体が環境への
33 負荷の低減に努める



1 (1) 循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等

2 関連する主な SDGs



ア 現状と課題

体験型・実践型の環境教育・学習の推進などにより、環境保全意識の啓発や実践活動を展開しており、児童・生徒が意欲的にSDGsなど環境を考える学習に取り組んでいます。

引き続き、県民、事業者、市町村等の各主体の環境保全・回復の活動を促進するため、「福島県環境教育等行動計画」に基づき環境教育を推進し、環境保全・回復の意欲を増進していく必要があります。

また、「新しい生活様式」を実践しながら、多様な環境学習プログラムにより、県民が自主的に学習する機会の増加を図るとともに、実践活動や自発的な活動を支援していく必要があります。

イ 施策の方向性

県民、事業者、市町村等の各主体の自主的な環境教育・学習を支援するため、情報や教材の提供など環境教育の基盤充実に努めます。併せて、地域や学校、職場など様々な場における環境教育・学習の充実を図るとともに、地域、学校等における指導者の育成に努めます。

また、SDGsの観点を取り入れた地域課題探究活動を一層推進します。

【具体的な施策】

- ① 県民の環境に対する関心を深めるため、各種団体や市町村等が行う研修会などに環境アドバイザー※等を講師として派遣するとともに、ニーズに応じたメニューの充実を図り、環境教育・学習を推進します。
- ② 子どもたちが循環型社会の形成の重要性を認識し、教育現場における環境教育・学習の充実を図るため、福島イノベーション・コースト構想人材育成事業を通じて再生可能エネルギー教育の実践や指導者の育成に努めます。また、その成果をフォーラムや実践事例集、各校のホームページで提供し、モデル校以外での自主的な環境教育・学習を推進します。
- ③ 「アクアマリンふくしま」や「ふくしま県民の森」などを活用して、海や森林をテーマとした学習など、その特徴を活かした環境教育等の取組を進めます。
- ④ 事業所や学校、家庭での節電・節水などの省資源・省エネルギーの実践活動を促す福島議定書事業やみんなでエコチャレンジ事業について、県民会議と一体となった取組を推進します。（再掲）
- ⑤ 小学5年生を対象に作成した環境教育副読本を積極的に活用し、環境保全の意識向上を図ります。
- ⑥ ふくしま環境活動支援ネットワーク※の構成団体などへ、メールマガジン等により環境に関する情報を発信し、協働・連携の輪を広げていきます。
- ⑦ 環境問題に関わる様々な分野の専門家等を講師として活用し、子どもから大人までの環境学習の充実を図るとともに、対象に合わせて体験を重視した環境教育を行うことのできる指導者の育成を図ります。

⑧ 本県の子どもたちが尾瀬の自然の素晴らしさ、貴重さを体験することで生物多様性や自然環境の保全に対する理解の醸成を図り、本県の豊かな自然環境を将来に引き継いでいくことの大切さを主体的に学ぶ場を提供します。

⑨ 環境創造センターにおいて、国立科学博物館等と協力・連携し、環境創造センターや各種の展示等を通じた学習により、子どもたちや県民が本県の未来を考え、創り、発信するきっかけとなる機会を提供します。

【数値目標】

指標名	現況値 (R2 年度)	目標値 (R12 年度)
環境アドバイザー等派遣事業受講者数 (累計)	30,775 人	39,700 人
せせらぎスクール※参加団体数、延べ参加者数	37 団体 1,380 人	55 団体 2,760 人
自然体験学習等参加数 ※①裏磐梯における自然ふれあい・インター プリテーション活動参加数 ②尾瀬で自然環境学習を行った県内児童・生徒数 ③猪苗代 水環境センターを活用した環境学習参加数 ④野生生物共生センターを活用した環境学習 参加者数の合算	1,476 人 (R 元年度)	2,200 人
福島県環境創造センター交流棟「コミュ ウタン福島」利用者数 ※オンラインによる観察・見学者数やコミュ ウタン福島ウェブページ（コミュウタン福島の展 示や体験プログラムに関するコンテンツが掲 載されているページ「おうちDEコミュ ウタン」を想定）の閲覧数等も加える。	44,260 人	80,000 人
環境教育副読本を用いて学習を行った 小学校の割合	35%	80%

取組事例



せせらぎスクールの様子
(須賀川市) (施策⑦)

（2）県民等の自発的な活動の促進

関連する主な SDGs



ア 現状と課題

循環型社会の形成や県土の環境保全を推進するためには、県民のより一層の意識向上を図り、県民一人一人及び事業者等が自らの問題であると認識し、自発的に環境保全活動に取り組むとともに、県民、事業者、市町村等のあらゆる主体が協働しながら、自発的かつ連携した環境保全活動を実践することが重要です。

本県における環境保全活動の推進母体である県民会議は、事業者団体、民間団体、行政等の幅広い主体で構成されており、県民総ぐるみの地球温暖化対策に積極的に取り組んでいます。

また、「新しい生活様式」において、豊かな自然の中で働く「ワーケーション」が注目されており、自然公園の活用に向けた取組が必要です。

イ 施策の方向性

循環型社会の形成に向けた取組を、県民、事業者、市町村等のあらゆる主体の役割分担と連携による県民総ぐるみの取組として推進するとともに、一人一人の活動を促進するための意識醸成を図ります。

県民会議と連携しながら、家庭や地域において、省資源・省エネルギーや3Rの推進等の取組を始め、マイバッグ、マイボトル・マイカップ持参の推進の取組など県民等の循環型社会の形成につながる自発的な活動を更に促進するため、普及啓発を強化します。

また、自然公園等の新たな活用としてワーケーションの取組を進めるため、自然公園等の更なる魅力向上を図り、事業者や市町村等と連携しながら、情報発信など普及促進のために必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ① 県民会議との連携を強化し、県民、事業者、市町村等のあらゆる主体による県民総ぐるみの地球温暖化対策に積極的に取り組みます。（再掲）
- ② 福島議定書事業の取組を通じ、事業所や学校での自主的な省エネ・省資源活動の実践を促進します。
- ③ 家庭でできる身近なエコ活動「福島エコ道」の取組を推進するみんなでエコチャレンジ事業や、自発的な省資源・省エネルギー活動を促す福島県環境アソリ※などを活用して、行動の成果が実感できる取組を推進し、行動変容を促します。
- ④ 県民の環境に対する関心を深めるため、各種団体や市町村等が行う研修会などに環境アドバイザー等を講師として派遣するとともに、ニーズに応じたメニューの充実を図り、環境教育・学習を推進します。（再掲）
- ⑤ “うつくしま、ふくしま”環境顕彰など環境部門の表彰を通じて県民の環境保全意識の高揚に努めます。
- ⑥ ふくしま環境活動支援ネットワークの構成団体などへ、メールマガジン等により環境に関する情報を発信し、協働・連携の輪を広げていきます。（再掲）
- ⑦ 子どもたちを対象に、環境に負荷をかけない行動の普及と意識向上を図るため、

- 1 地球にやさしい暮らし方をテーマとした絵はがきコンテストを実施します。
- 2 ⑧ 地域や家庭での地球温暖化対策の現状や重要性の理解を深めるため、「うつく
- 3 しま地球温暖化防止活動推進員」と連携した地球温暖化対策を推進します。（再
- 4 揭）
- 5 ⑨ 地域の水環境を学ぶための水生生物調査の指導者を養成し、県民の水環境を保
- 6 全する意識の向上を図ります。
- 7 ⑩ 使い捨てプラスチック製容器・包装の削減に向けて、県民、事業者等と連携し
- 8 たマイバッグ、マイボトル・マイカップの取組を推進し、環境への負荷を低減す
- 9 る意識の向上を図ります。（再掲）
- 10 ⑪ 環境創造センターを活用し、県民やNPO等が、ふくしまの未来を考え、創り、
- 11 発信するきっかけとなる交流の場・機会を提供するとともに、体験型のワークシ
- 12 ョップを通じて、放射線や身近な環境問題に関する理解促進を図ります。
- 13 ⑫ 環境省と締結した「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携
- 14 協力協定」に基づき県民の環境保全に対する意識・関心を喚起するような取組を
- 15 県民会議と連携して実施します。

【数値目標】

指標名	現況値 (R2 年度)	目標値 (R12 年度)
環境アドバイザー等派遣事業受講者数 (累計)（再掲）	30,775 人	39,700 人
うつくしま地球温暖化防止活動推進員 活動回数（再掲）	237 回	850 回
せせらぎスクール参加団体数、延べ参 加者数（再掲）	37 団体 1,380 人	55 団体 2,760 人

取組事例

福島エコ道の実践

- 1 早寝・早起き・家族団らん(同じ部屋で照明を共有)を心がけ、使
わない部屋の照明はこまめに消す。
- 2 食器を洗うときは温度設定を低めにし、夏場はお湯の使用を控
える。
- 3 トイレの便座は、使用しないときはフタを閉める。
- 4 冷蔵庫を開けている時間を短くし、物を詰め込み過ぎない。
- 5 水道やシャワーはこまめに止める。
- 6 室温は夏は28°C、冬は20°Cを目安にし、冷暖房は必要な時だけつける。
- 7 周囲を開けずに入浴する。
- 8 車を運転するときは、エコドライブを実践する。(ふんわりアクセル「eスタート」、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、アイドリングストップなど)
- 9 ①物を大切に使いゴミを減らす(リデュース)、②繰り返し使う(リユース)、
③資源として再利用する(リサイクル)といった3R(スリーアール)を心がける。
- 10 お買い物をするときは、環境のことを考えて商品を選ぶ。
(地元の旬の食材(輸送エネルギーが少ない)、エコマーク等がついた商品など)

地球温暖化対策として家庭で簡単に取
り組むことができる福島エコ道（エコ
チャレンジ事業）（施策③）

4 共通の施策

その他、循環型社会形成の共通の施策として次のことに取り組みます。

(1) 調査の実施

県民等の循環型社会の形成についての意識の変化などに関する情報収集を行います。

(2) 科学技術の振興

関連する主な SDGs



ア 現状と課題

再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に向けて、ふくしま発関連技術への支援のほか、産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所を核とした产学研官連携による研究開発が進められるなど、产学研官による共同研究は着実に増えており、再生可能エネルギー先駆けの地の実現に向けて、引き続き、取組を進める必要があります。

また、「福島県農林水産業の試験研究推進方針」に基づき、環境への影響が少ない農林水産業を進めるための生産技術開発等を推進しています。

イ 施策の方向性

产学研官が連携を図りながら、県内企業が行う再生可能エネルギー関連技術の開発を推進するとともに、循環型社会の形成に資する施策を行います。

また、「福島県農林水産業の試験研究推進方針」に基づき、環境への影響が少ない農林水産業を進めるための生産技術開発等を推進のため必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ① 産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所やエネルギー・エージェンシーふくしまなど関係機関と連携を図りながら、県内企業が行う市場のニーズに応じた再生可能エネルギー関連技術の開発を支援します。
- ② 環境創造センターにおいて、循環型社会の形成に資する調査・研究を行います。
- ③ 農林水産業関係試験研究機関において、国等の研究機関と連携して、病害虫防除、木質資源、有機農産物の低投入型栽培等、持続可能な農林水産業の振興に資する技術開発を行います。

【数値目標】

指標名	現況値 (R2 年度)	目標値 (R12 年度)
再生可能エネルギー・水素関連の产学研官共同研究実施件数（累計）	575 件	1,595 件

1 (3) 経済的措置

2 関連する主な SDGs



2 ア 現状と課題

3 経済的手法による産業廃棄物の排出抑制と、再生利用等による減量化やその適正
4 な処理の促進に関する施策の実施に要する費用に充てることを目的とした産業廃棄物税※、森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策
5 に要する経費に充てることを目的とした森林環境税※、パリ協定の枠組みの下における
6 我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等
7 に必要な地方財源を安定的に確保することを目的とした森林環境譲与税を活用して、
8 循環型社会の形成に向けた施策を実施してきました。

9 今後も、これらの財政的措置を効果的に活用しながら施策を実施していく必要があります。
10

11 イ 施策の方向性

12 本県が独自に導入している産業廃棄物税や森林環境税について、引き続き県民の方々の理解と協力を得ながら継続するとともに、森林環境譲与税も活用して、循環
13 型社会形成に向けた取組のための財源を確保します。

14 また、廃棄物の発生抑制・リサイクルや省エネ・省資源に取り組む事業者等に対して、引き続き補助事業等により支援します。

15 【具体的な施策】

- 21 ① 事業者等が新たな処理施設の設置や既存の処理施設の改修等を行うに当たって
22 は、産業廃棄物処理施設への熱回収施設の認定制度を周知する等により、熱回収
23 施設の導入を促進します。 (再掲)
- 24 ② 産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進を目的とする施設整備や排出抑制等
25 の調査・研究を支援します。 (再掲)
- 26 ③ 中小企業等が廃棄物処理施設や省エネ設備の整備、電気自動車等の導入など省
27 エネルギー対策等に取り組む際に必要な資金の融資をあっせんします。 (再掲)
- 28 ④ 県内で生じた廃棄物等を原料とし、環境に配慮して製造された製品をエコ・リ
29 サイクル製品として認定し、県民へのPRや、県による率先的な利用、認定事業
30 者への支援など普及促進を図ります。 (再掲)
- 31 ⑤ 県民、事業者、市町村等のあらゆる主体と一体となった省エネルギーの推進を
32 図るため、省エネルギー対策に取り組む事業者を支援します。 (再掲)
- 33 ⑥ 省エネルギー、環境マネジメント等に関する専門家を派遣し、効率的なエネル
34 ギー使用等に係る助言を行い、事業者による自主的な省エネ・省資源活動を支援
35 します。 (再掲)
- 36 ⑦ 森林環境税を活用して、「森林環境の適正な保全」「森林資源の活用による持
37 続可能な社会づくり」「県民参画の推進」「市町村が行う森林づくり等の推進」
38 「ふくしま森林文化の継承」等の施策に取り組みます。
- 39 ⑧ 森林環境譲与税を活用して市町村が実施する森林整備促進への支援や、森林整
40 備のための人材育成・担い手の確保等の施策を実施します。 (再掲)

1

2 (4) 放射性物質対策の実施及び情報提供

関連する主な SDGs



3 環境放射線等のモニタリングや農林水産物の放射性物質検査、放射性物質の動態
 4 等に関する調査研究を実施し、測定データや研究成果については県内外の消費者等
 5 に正確にわかりやすく情報提供するなど、放射性物質対策を行います。

6 また、環境創造センターにおいて、各種モニタリングデータや調査研究の成果等
 7 を広く海外に公開しており、引き続き発信していきます。

8 なお、除染実施計画に基づく面的除染は、帰還困難区域を除き平成30（201
 9 8）年3月末までに完了しているため、除去土壌等の搬出が完了した仮置場の原状
 10 回復、除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組などを引き続き
 11 推進します。

12

13

1 第7章 計画の推進

2 循環型社会の形成は、国においては循環型社会形成推進基本法に基づく「循環型社会形成推進基本計画」（平成30（2018）年6月）（以下「国計画」という。）により推進されていますが、本計画は、国計画と相まって、本県の実情に則して、独自性と主体性を持って本県が取り組むべきビジョンや施策等を掲げるものです。目標に向かって、県民、事業者、市町村等ができることから自主的に取り組むとともに、あらゆる主体が連携し、県民総ぐるみで推進する必要があります。

10 1 県民の役割

11 県民一人一人は、環境問題を自分自身の問題と認識し、恵み豊かな環境を子や孫の世代に引き継いでいくとの考えに立って、自ら環境保全活動を実践するなど、循環型社会の形成に向けライフスタイルの転換を図り、心の豊かさや生活の質を重視した賢いライフスタイルの実現に努めます。

- 16 ① 自然観察会への参加などにより、自然についての正しい知識や自然に接するマナーなどの習得に努めるとともに、自然を活用するに当たっては、自然保護に配慮し、自然循環が健全に保たれるよう努めます。
- 17 ② エネルギーの使用者、廃棄物等の排出者としての自覚と責任を持ち、エネルギーの使用、廃棄物の排出を抑制し、省資源・省エネルギーの実践に努めます。
- 18 ③ 環境に配慮した物品等を優先的に購入し、環境負荷低減の実践に努めます。
- 19 ④ 地域の一員として、NPOや行政等の循環型社会の形成に関する活動に対して協力・支援することで、地域の取組を促進するほか、自主的な環境学習活動実践に努めます。

26 2 民間の団体等の役割

27 NPO、大学や事業者団体など民間の団体等は、循環型社会形成に資する取組を自主的かつ主体的に実践するとともに、関係事業者及び行政等と連携し、また、それらの活動を補完・支援するなど、循環型社会づくりを加速するため、次のことに取り組みます。

- 31 ① 循環型社会の形成に向けた県民、事業者等の理解を促進し、心の豊かさを重視した賢いライフスタイルへの転換を図るため、環境保全を推進する地域活動に取り組むとともに、知識の普及啓発に努めます。
- 32 ② 自ら、又は産学官の連携・協働による循環型社会形成のための研究や技術開発に取り組むとともに、その成果の普及に努めます。

37 3 事業者の役割

38 事業者は、経済活動のなかで大きな役割を担っていることから、排出者責任及び~~拡大生産者責任~~*の考え方を踏まえ、環境の保全に配慮した事業活動を行うとともに、法令遵守を徹底することにより、自然循環の保全と適正な資源循環が確保されるよう次のことに取り組みます。

- ① 事業活動の実施に当たっては、森林、農地の多様な機能の保全及び環境との調和、多様な生態系等が保全されるよう自然環境の保全に努めます。
- ② 事業活動に伴う環境負荷低減のための資源・エネルギーの有効利用に努めます。
- ③ 自主的な環境管理・監査、廃棄物の3Rの推進、適正処分に主体的に取り組みます。
- ④ 循環型社会経済システムを構築するための減量化や再資源化に向けた取組を進めるなど、関係団体等と協力しながら、環境負荷の低減に資する技術開発と普及に努めます。
- ⑤ 県や市町村が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力します。

4 行政の役割

(1) 市町村

市町村は、地域における循環型社会の形成のため、次のことに取り組みます。

- ① 一事業者、一消費者としての立場から、省資源・省エネルギー、廃棄物発生量の抑制、リサイクルの推進、環境物品等の購入など、環境への配慮に努めます。
- ② 県民、NPO等の取組への支援や地域特性を考慮した事業の展開等を通じて、循環型社会の構築に努めます。
- ③ 一般廃棄物の処理責任者として、適切な処理・処分を実施します。
- ④ ごみの発生抑制、減量化、再生利用、分別収集が促進されるよう、住民への周知、啓発に努めます。
- ⑤ 住民及び事業者に対する環境教育・学習の機会の充実や環境に関する情報の提供と、これらの主体と連携した地域の特性に応じた環境保全活動の推進に努めます。

(2) 県

県は、循環型社会の形成に関する施策を総合的に調整及び推進する立場から、関係法令の適正な執行に努めることはもとより、次のことに取り組みます。

- ① 計画に基づいた各種施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ② 地球温暖化対策としての緩和策及び適応策を総合的に推進し、2050年までの脱炭素化社会の実現を目指します。
- ③ 県民等の環境保全活動等を促進するための様々な情報提供を行います。また、温暖化対策等の取組成果を表彰するなどして、県民の積極的な取組を促します。併せて、補助や低利融資により、事業者の廃棄物減量化などの取組を支援します。
- ④ 県民、事業者、市町村等の関係主体間の連携促進等に努めます。
- ⑤ 循環資源に関する環境技術や国内外での取組等について、情報を収集・提供するとともに、課題解決のための調査・研究を行います。
- ⑥ 計画の循環型社会の形成に向けた考え方や取組について、広く情報発信し、国や他の都道府県との連携を行います。
- ⑦ 放射性物質対策を進め、放射性物質等に関する正確な情報発信と分かりやすい情報提供により、循環型社会形成に関する県民の安全・安心の確保等を図ります。

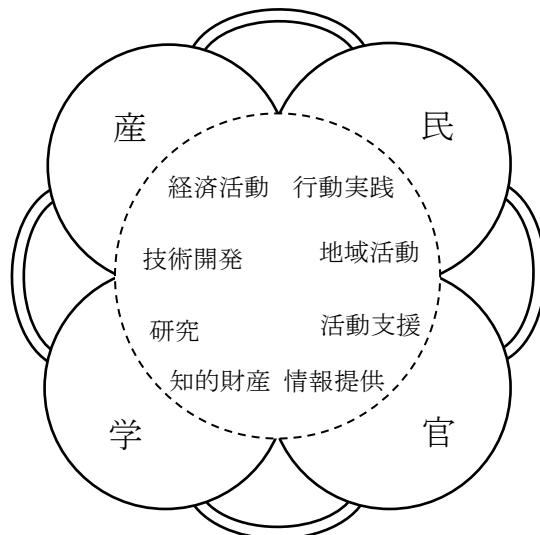
1

2 5 連携

3 従来の大量生産、大量消費及び大量廃棄型のライフスタイルを見直し、循環型社会にふ
 4 さわしいライフスタイルに転換していくためには、県民、事業者、市町村等の各主体がそ
 5 れぞれの役割を果たしていくだけでは大きな成果を上げることはできません。循環型社会
 6 の形成は総合的な取組であることから、あらゆる分野・領域を超えて多様な知恵を結集す
 7 るとともに、産学民官の各主体が幅広く連携する必要があるため、ふくしま環境活動支援
 8 ネットワーク、県民会議、福島県再生可能エネルギー関連産業推進研究会^{*}等を活用する
 9 などして、横断的な情報交換や交流の場の確保に努めます。

10

11



12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

1 第8章 進行管理

2 計画は、条例に基づく広範囲な施策を取り込んでいることから、各施策の進捗状況を適切に
3 把握し、必要に応じて改善する必要があります。そのため、次のことを行います。

6 1 進行管理

7 各施策の取組については、毎年度の実績を取りまとめます。また、府内での一体的な取
8 組を図るため「循環型社会形成庁内推進会議」を設置し、関係部局連携のもと、P.D.C.A.
9 サイクルによる進行管理を行い、継続的な改善を図ります。

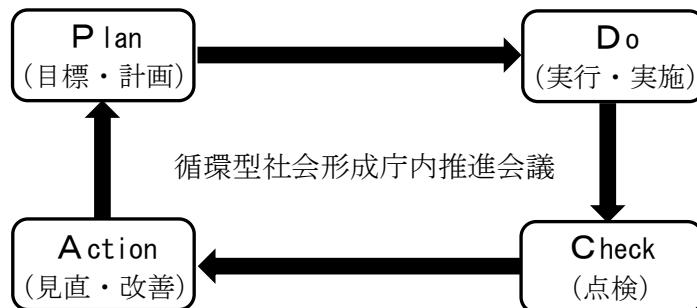
10 また、取りまとめた実績については、結果等を公表します。

12 2 目標管理

13 主な施策のうち達成度を定量的に把握できるものについては、数値目標を設定し、点
14 檢・評価します。

16 3 点検

17 計画は、毎年度の点検に加え、最終年度（令和12（2030）年度）に最終的な点検
18 を行い、その結果等を踏まえ次期計画を策定します。



1 資料1 数値目標一覧

2 計画で設定する数値目標の一覧です。

3 「現況値」は各指標の最新年度の数値を、「年度目標」及び「目標値」は福島県総合計画
4 等で設定されている数値を示します。

5 1 自然循環の保全

6 (1) 森林の保全、整備等

7 森林整備面積

現況値 (R元)	年度目標 (ha)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
5,707ha	—	—	—	—	—	—	—	—	8,000ha 以上

8 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県環境基本計画、福島県農林水産業振興計画

9 森林づくり意識醸成活動の参加者数

現況値 (R元)	年度目標 (人)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
178,382 人	—	—	—	—	—	—	—	—	170,000 人以上

10 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県環境基本計画、福島県農林水産業振興計画

11 (2) 持続性の高い農業生産方式の普及等

12 第三者認証GAP等に取り組む経営体数

現況値 (R2)	年度目標 (経営体)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
680 経営体	—	—	—	—	—	—	—	—	1,800 経営体 以上

13 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県環境基本計画、福島県農林水産業振興計画

14 有機農業等の取組面積

現況値 (R2)	年度目標 (ha)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
2,969ha	—	—	—	—	—	—	—	—	6,000ha 以上

15 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県環境基本計画、福島県農林水産業振興計画

1 地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理面積の割合

現況値 (R2)	年度目標 (%)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
51%	—	—	—	—	—	—	—	—	57% 以上

2 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県環境基本計画、福島県農林水産業振興計画

3

4 (3) 水産資源の適正な利用、管理等

5 河川・湖沼の漁場環境保全等に取り組む人数

現況値 (R2)	年度目標 (人)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
12,735 人	—	—	—	—	—	—	—	—	12,000 人以上

6 (関連計画等) 福島県農林水産業振興計画

7

8 沿岸漁業新規就業者数（累計）

現況値 (R元)	年度目標 (人)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
10人	—	—	—	—	—	—	—	—	100人 以上

9 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県農林水産業振興計画

10

11 (4) 健全な水の循環を保全するための総合的な管理

12 水質環境基準達成率（河川・湖沼・海域のBOD又はCOD）（モニタリング指標）

現況値 (R元)	年度目標 (%)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
92%	—	—	—	—	—	—	—	—	上昇を 目指す

13 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県環境基本計画

14

15 工場・事業場の排水基準適合率（有害物質）

現況値 (R元)	年度目標 (%)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
99.6%	100	100	100	100	100	100	100	100	100%

16 (関連計画等) 福島県環境基本計画

17

18 工場・事業場の排水基準適合率（窒素、りん含有量を除く生活環境項目）

現況値 (R元)	年度目標 (%)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
94.2%	100	100	100	100	100	100	100	100	100%

19 (関連計画等) 福島県環境基本計画

1
2 工場・事業場の排水基準適合率（窒素、りん含有量）

現況値 (R元)	年度目標 (%)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
92.4%	100	100	100	100	100	100	100	100	100%

3 (関連計画等) 福島県環境基本計画

4
5 污水処理人口普及率

現況値 (R元)	年度目標 (%)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
83.7%	関連計画において検討中								97.4%

6 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県環境基本計画、ふくしまの未来を拓く県土づくり
7 プラン

8
9 (5) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全

10 猪苗代湖のCOD

現況値 (R元)	年度目標 (mg/1)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
1.4 mg/1	—	—	—	—	—	—	—	—	1.0 mg/1 以下

11 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県環境基本計画、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保
12 全推進計画

13
14 猪苗代湖の全窒素値

現況値 (R元)	年度目標 (mg/1)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
0.17 mg/1	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1 mg/1 以下

15 (関連計画等) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画

16
17 猪苗代湖の全りん値

現況値 (R元)	年度目標 (mg/1)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
0.003 mg/1	—	—	—	—	—	—	—	—	0.003 mg/1 未満

18 (関連計画等) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画

1 猪苗代湖の水生植物回収量

現況値 (R元)	年度目標 (m³)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
1,054 m³	—	—	—	—	—	—	—	—	検討中

2 (関連計画等) 福島県環境基本計画、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画

3

4 (6) 野生動植物の保護と管理

5 野生動植物保護サポーター登録者数

現況値 (R2)	年度目標 (人)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
158 人	162	164	166	168	170	172	174	176	178 人

6 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県環境基本計画、ふくしま生物多様性推進計画

7

8 (7) 緑化の推進及び緑地の保全

9 一人当たりの都市公園面積

現況値 (R元)	年度目標 (m²/人)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
14.2 m² /人									15.2 m² /人

10 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県環境基本計画、ふくしまの未来を拓く県土づくり
11 プラン

12

13 (8) 自然再生の推進

14 水と親しめるふくしまの川づくり箇所数 (モニタリング指標)

現況値 (R2)	年度目標 (箇所)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
91 箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	上昇を 目指す

15 (関連計画等) 福島県環境基本計画

16 2 適正な資源循環の確保等

17 (1) 資源及びエネルギー消費の抑制

18 温室効果ガス排出量 (平成25(2013)年度比)

現況値 (H29)	年度目標 (%)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
▲12.6%	—	—	—	—	—	—	—	—	▲50%

20 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県環境基本計画、福島県地球温暖化対策推進計画

21

22

23

24

1 温室効果ガス排出量（事業者としての福島県）

現況値 (R元)	年度目標 (kg-CO2)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
75,370,357 kg-CO2									検討中

2 (関連計画等) ふくしまエコオフィス実践計画

3 福島議定書事業（事業所版）参加事業所数

現況値 (R2)	年度目標 (事業所)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
1,640 事業所	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	11,000 事業所

5 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県環境基本計画、福島県地球温暖化対策推進計画

6 福島議定書事業（学校版）参加校数

現況値 (R2)	年度目標 (校)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
329 校	900	900	900	950	950	950	1,000	1,000	1,000 校

8 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県環境基本計画、福島県地球温暖化対策推進計画

9 うつくしま地球温暖化防止活動推進員活動回数

現況値 (R2)	年度目標 (回)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
237 回	400	500	600	700	850	850	850	850	850 回

11 (関連計画等) 福島県環境基本計画、福島県地球温暖化対策推進計画

12 みんなでエコチャレンジ事業参加世帯数

現況値 (R2)	年度目標 (世帯)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
3,347 世帯	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	35,000	37,500	37,500	37,500 世帯

14 (関連計画等) 福島県環境基本計画、福島県地球温暖化対策推進計画

15 電気自動車等の保有車両数（モニタリング指標）

16 ※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車

現況値 (R2)	年度目標 (台)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
208,102 台	—	—	—	—	—	—	—	—	増加を 目指す

18 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県環境基本計画、福島県地球温暖化対策推進計画

19

20

1 (2) 再生可能エネルギー利用等の促進

2 再生可能エネルギー・水素関連産業の工場立地件数

現況値 (R2)	年度目標 (件)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
68 件	86	95	104	113	122	131	140	149	158 件

3 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県環境基本計画、福島県商工業振興基本計画

4

5 再生可能エネルギー導入量（県内エネルギー需要との比較）

現況値 (R元)	年度目標 (%)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
調整中	—	—	—	—	—	—	—	—	70%

6 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県環境基本計画、福島県再生可能エネルギー推進ビ
7 ジョン

8

9 (3) 環境への負荷を低減するための交通機関等の整備と利用

10 公共交通機関利用者数（バス）（モニタリング指標）

現況値 (R元)	年度目標 (人)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
19,228 人	—	—	—	—	—	—	—	—	現状維持 を目指す

11 (関連計画等) 該当なし

12

13 公共交通機関利用者数（JR）（モニタリング指標）

現況値 (R元)	年度目標 (人)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
30,450 人	—	—	—	—	—	—	—	—	現状維持 を目指す

14 (関連計画等) 該当なし

15

16 公共交通機関利用者数（三セク鉄道等）（モニタリング指標）

現況値 (R元)	年度目標 (人)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
4,395 人	—	—	—	—	—	—	—	—	現状維持 を目指す

17 (関連計画等) 該当なし

18

19

20

21

22

23

24

25

1 渋滞対策実施箇所率

現況値 (R2)	年度目標 (%)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
関連計画において検討中（指標の削除や修正等の可能性を含む）									

2 (関連計画等) ふくしまの未来を拓く県土づくりプラン、ふくしま道づくりプラン（復興
3 計画対応版）

4 (4) 廃棄物等の発生抑制及び資源の循環的利用の促進

5 一般廃棄物の排出量（県民1人1日当たり）

現況値 (R元)	年度目標 (g/人・日)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
1,035g/ 人・日	—	—	—	—	923	—	—	—	全国平均 値以下

6 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県環境基本計画、福島県廃棄物処理計画

7 一般廃棄物のリサイクル率

現況値 (R元)	年度目標 (%)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
12.7%	—	—	—	—	16.0	—	—	—	全国平均 値以上

8 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県環境基本計画、福島県廃棄物処理計画

9 一般廃棄物の1日当たりの最終処分量

現況値 (R元)	年度目標 (トン)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
246 トン	—	—	—	—	150	—	—	—	—

10 (関連計画等) 福島県環境基本計画、福島県廃棄物処理計画

11 (注) 福島県産業廃棄物処理計画（計画終期令和8年度）の見直しに合わせて令和12年
12 度の目標値を設定する。

13 食べ残しぜロ協力店・事業所数（累計）

現況値 (R2)	年度目標 (店・事業所)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
582 店・事 業所	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600 店・事 業所

14 (関連計画等) 福島県環境基本計画

15

16

17

18

19

20

21

22

23

1 産業廃棄物の排出量

現況値 (R元)	年度目標 (千トン)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
7,722 千トン	—	—	—	—	7,700 千トン 以下	—	—	—	7,600 千 トン以下

2 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県環境基本計画、福島県廃棄物処理計画

3

4 産業廃棄物の再生利用率

現況値 (R元)	年度目標 (%)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
54%	—	—	—	—	52% 以上	—	—	—	53% 以上

5 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県環境基本計画、福島県廃棄物処理計画

6

7 産業廃棄物の最終処分率

現況値 (R元)	年度目標 (%)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
7%	—	—	—	—	6% 以下	—	—	—	5%以下

8 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県環境基本計画、福島県廃棄物処理計画

9

10 うつくしま、エコ・リサイクル製品認定数（累計）

現況値 (R2)	年度目標 (製品)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
100 製品	110	115	120	125	130	135	140	145	150 製品

11 (関連計画等) 福島県環境基本計画

12

13 建設副産物発生量・リサイクル率（アスファルト塊・コンクリート塊）

14 (モニタリング指標)

現況値 (R2)	年度目標 (%)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
99.6%	—	—	—	—	—	—	—	—	99%以 上維持

15 (関連計画等) 福島県環境基本計画

16

17 建設発生土の有効利用率（モニタリング指標）

現況値 (H30)	年度目標 (%)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
68.3%	—	—	—	—	—	—	—	—	—

18 (関連計画等) 該当なし

19

1 (5) 事業者による循環型社会の形成への取組の促進

2 福島議定書事業（事業所版）参加事業所数（再掲）

現況値 (R2)	年度目標（事業所）								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
1,640 事業所	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	11,000 事業所

3 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県環境基本計画、福島県地球温暖化対策推進計画

4

5 福島議定書事業（学校版）参加校数（再掲）

現況値 (R2)	年度目標（校）								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
329 校	900	900	900	950	950	950	1,000	1,000	1,000 校

6 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県環境基本計画、福島県地球温暖化対策推進計画

7

8 (6) 環境物品等への需要の転換の促進

9 県機関における電気自動車等導入割合

10 ※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車

現況値 (R元)	年度目標（%）								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
8.1%									検討中

11 (関連計画等) ふくしまエコオフィス実践計画

12

13 うつくしま、エコ・リサイクル製品認定数（累計）（再掲）

現況値 (R2)	年度目標（製品）								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
100 製品	110	115	120	125	130	135	140	145	150 製品

14 (関連計画等) 福島県環境基本計画

15

16 (7) 地産地消の促進

17 県産の食材を積極的に購入すると回答した県民の割合

現況値 (R2)	年度目標（%）								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
56.9%	—	—	—	—	—	—	—	—	70% 以上

18 (関連計画等) 福島県農林水産業振興計画

19

20

21

22

23

24

25

1 (8) バイオマスの利用促進

2 木質燃料使用量

現況値 (R元)	年度目標（トン）								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
631,366 トン	—	—	—	—	—	—	—	—	900,000 トン以上

3 (関連計画等) 福島県農林水産業振興計画

4 5 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換

6 (1) 循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等

7 環境アドバイザー等派遣事業受講者数（累計）

現況値 (R2)	年度目標（人）								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
30,775 人	32,500	33,400	34,300	35,200	36,100	37,000	37,900	38,800	39,700 人

8 (関連計画等) 福島県環境基本計画、福島県地球温暖化対策推進計画、福島県環境教育等
9 行動計画

10

11 せせらぎスクール参加団体数、延べ参加者数

現況値 (R2)	年度目標（上段：団体、下段：人）								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
37 団体 1,380 人	41 1,656	43 1,794	45 1,932	47 2,070	49 2,208	51 2,346	53 2,484	54 2,622	55 団体 2,760 人

12 (関連計画等) 福島県環境基本計画、福島県環境教育等行動計画

13

14 自然体験学習等参加数

15 ※①裏磐梯における自然ふれあい・インタープリテーション活動参加数 ②尾瀬で自然環境学習を行った
16 県内児童・生徒数 ③猪苗代水環境センターを活用した環境学習参加数 ④野生生物共生センターを活
17 用した環境学習参加者数 の合算

現況値 (R2)	年度目標（人）								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
1,476 人	2,265	2,255	2,246	2,238	2,229	2,221	2,213	2,205	2,200 人

18 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県環境基本計画、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保
19 全推進計画

20

21

22

23

24

25

26

27

28

1 福島県環境創造センター交流棟「コミュタン福島」利用者数

2 ※オンラインによる視察・見学者数やコミュタン福島ウェブページ（コミュタン福島の展示や体験プログ
3 ラムに関するコンテンツが掲載されているページ「おうちDEコミュタン」を想定）の閲覧数等も加え
4 る。

現況値 (R2)	年度目標 (人)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
44,260 人	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000 人

5 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県環境基本計画、福島県環境教育等行動計画

6 環境教育副読本を用いて学習を行った小学校の割合

現況値 (R2)	年度目標 (%)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
35%	40	45	50	55	60	65	70	75	80%

8 (関連計画等) 福島県環境基本計画

9 (2) 県民等の自発的な活動の促進

10 環境アドバイザー等派遣事業受講者数（累計）（再掲）

現況値 (R2)	年度目標 (人)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
30,775 人	32,500	33,400	34,300	35,200	36,100	37,000	37,900	38,800	39,700 人

12 (関連計画等) 福島県環境基本計画、福島県地球温暖化対策推進計画、福島県環境教育等
13 行動計画

14 うつくしま地球温暖化防止活動推進員活動回数（再掲）

現況値 (R2)	年度目標 (回)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
237 回	400	500	600	700	850	850	850	850	850 回

16 (関連計画等) 福島県環境基本計画、福島県地球温暖化対策推進計画

17 せせらぎスクール参加団体数、延べ参加者数（再掲）

現況値 (R2)	年度目標 (上段：団体、下段：人)								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
37 団体 1,380 人	41 1,656	43 1,794	45 1,932	47 2,070	49 2,208	51 2,346	53 2,484	54 2,622	55 団体 2,760 人

19 (関連計画等) 福島県環境基本計画、福島県環境教育等行動計画

1 4 共通の施策

2 (2) 科学技術の振興

3 再生可能エネルギー・水素関連研究実施件数（累計）

現況値 (R2)	年度目標（件）								目標値 (R12)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
575 件	779	881	983	1,085	1,187	1,289	1,391	1,493	1,595 件

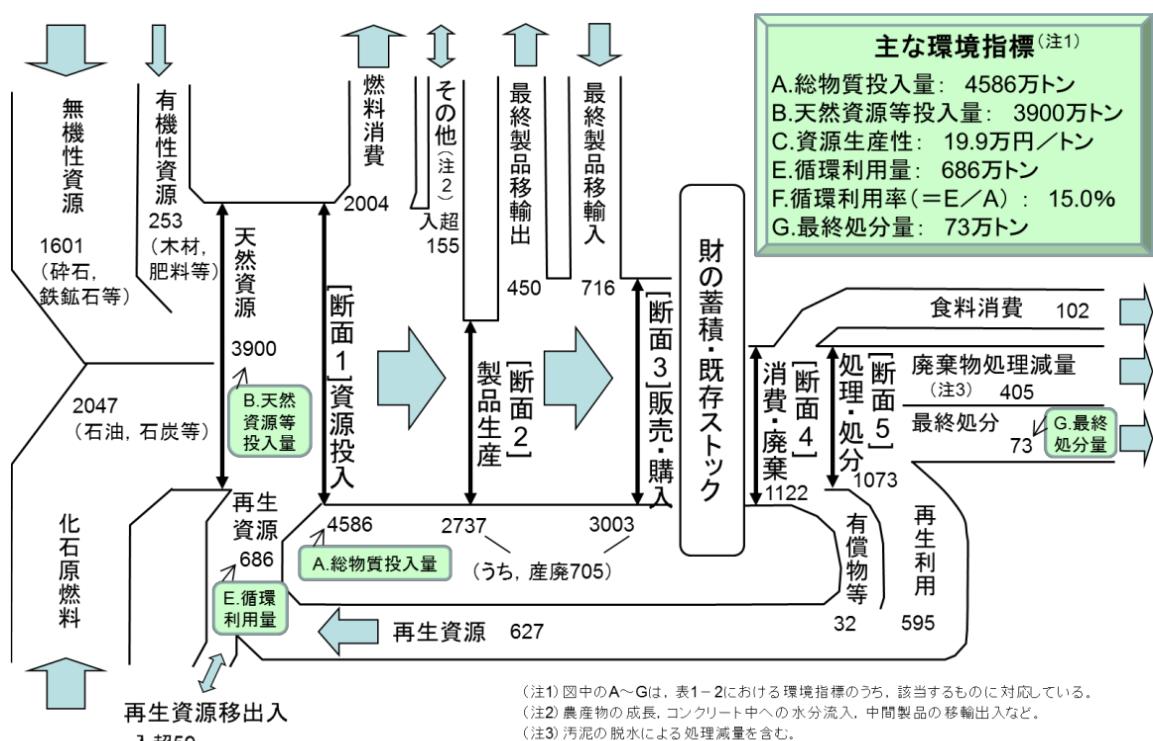
4 (関連計画等) 福島県総合計画、福島県環境基本計画、福島県商工業振興基本計画

5

1 資料2 福島県における物質フローの概要

2
3 天然資源の消費が抑制され、環境負荷の低減が図られる循環型社会を形成していくためには、
4 「入口」側としての資源の投入や「出口」側としての廃棄物の排出、さらに「循環」を表す再生
5 資源の利用など、「物質の流れ（物質フロー）」について状況を把握することが重要です。

6 福島県の物質フローについて、東日本大震災等の影響を踏まえた状況を把握し、東日本大震
7 災前、直後との比較を行うため、前計画の策定時と同様の手法¹である各種統計データの積み上
8 げを基礎として推計を行いました。重量ベースで平成29年度と平成23年度、平成20年
9 （暦年）の状況を表したもののが下図です²。これらの図では、物質フローを（1）資源投入、（2）製
10 品生産、（3）販売・購入、（4）消費・廃棄、（5）処理・処分、の5つの断面でとらえて作成して
11 います³。



14 図1-1 平成29年度（単位：万トン）※除染による除去土壤等を含まない

¹ 物質フローのにはいくつかの推計方法があり、大別すると(1)各種統計データによる積み上げによるもの、(2)物流センサスを用いるもの、(3)産業連関表を主とするもの、の3つに分けることができます。前計画の改定時の推計方法は各種データによる積み上げによるものであり、今回も比較のために同様の手法により推計しています。

² 本推計の物質フローでは、仮置場等技術指針をもとに、1 m³=1.5トンとして推計しています。

³ 「出口」側での「食料消費」は、「入口」側では断面1「資源投入」の「有機性資源」及び断面2「製品生産」に計上しています。

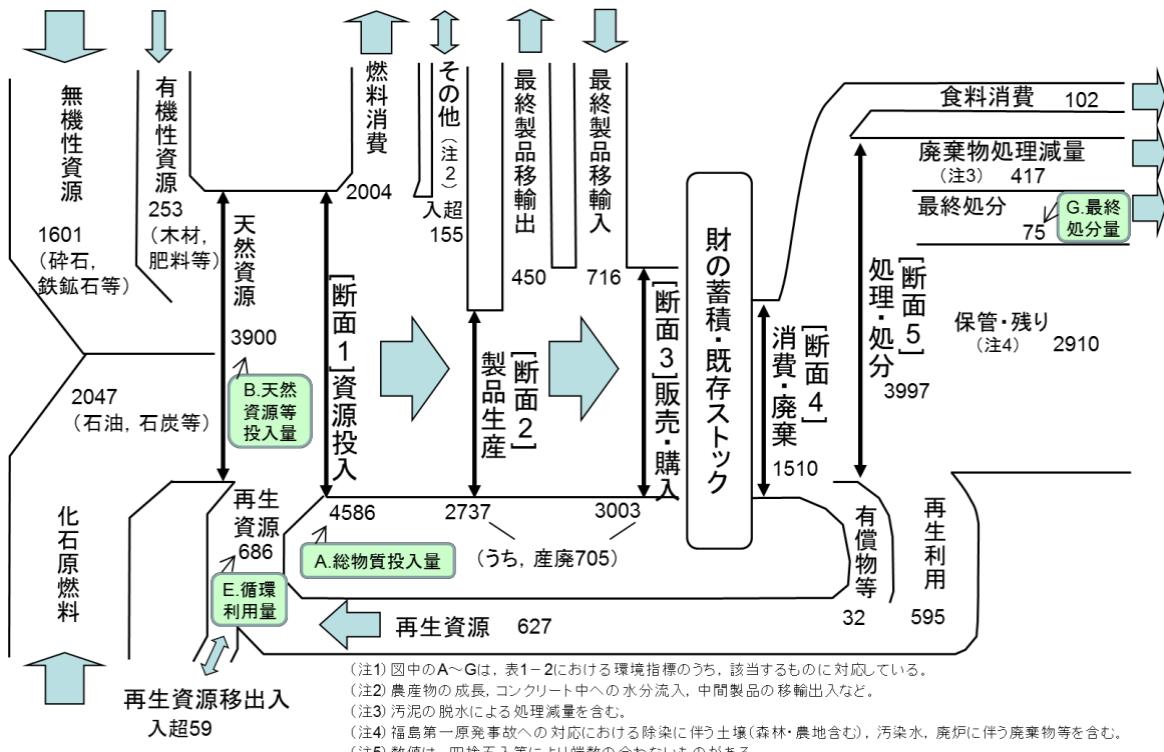


図1-2 平成29年度 (単位:万トン ※除染による除去土壤等を含む)

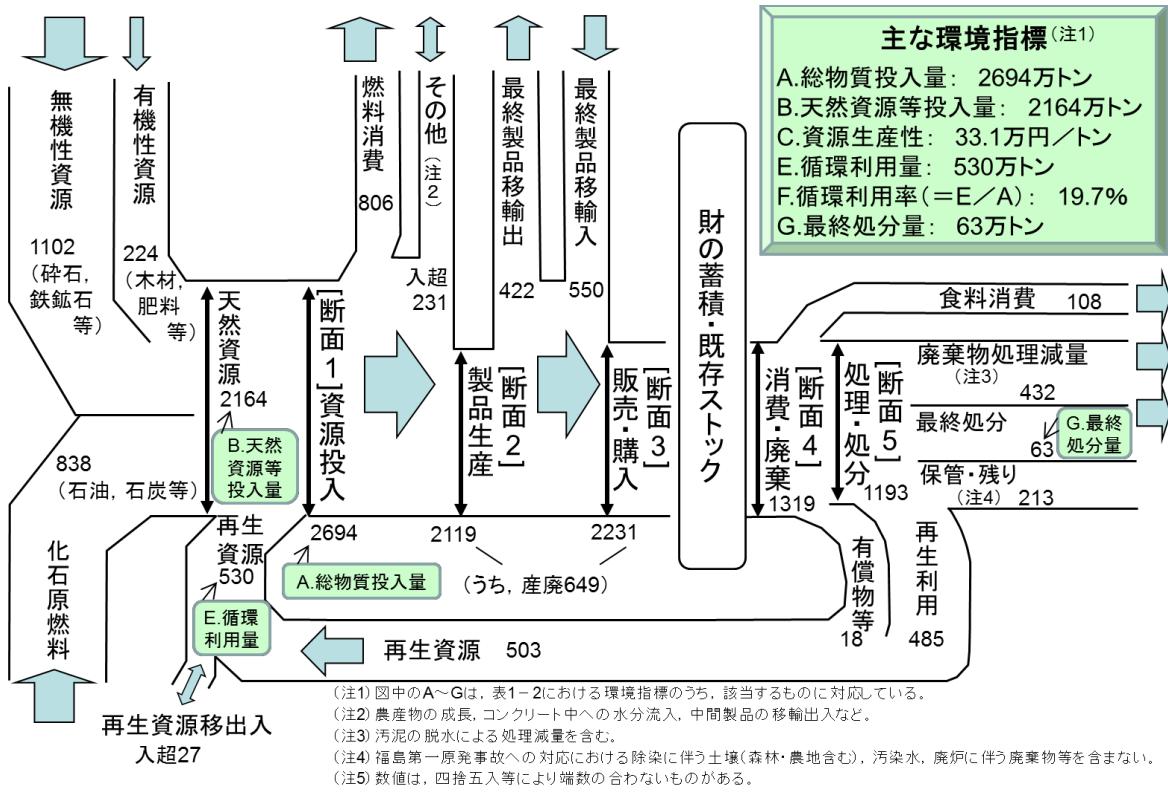
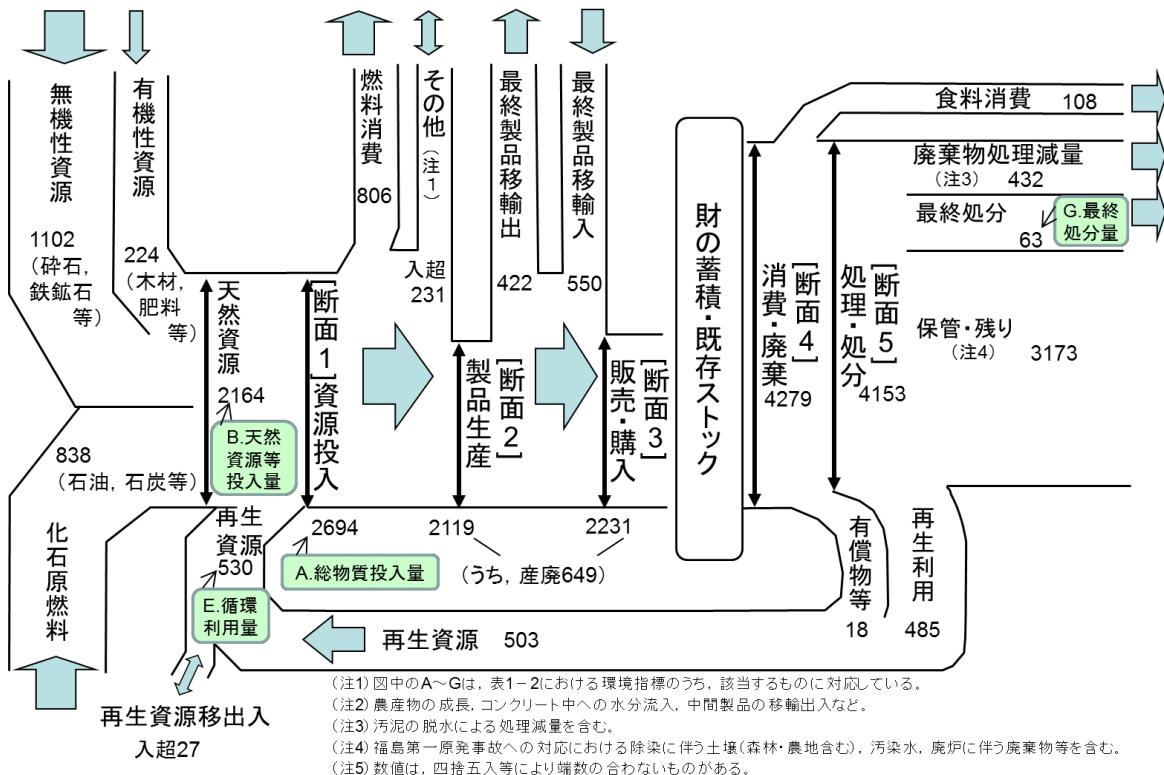
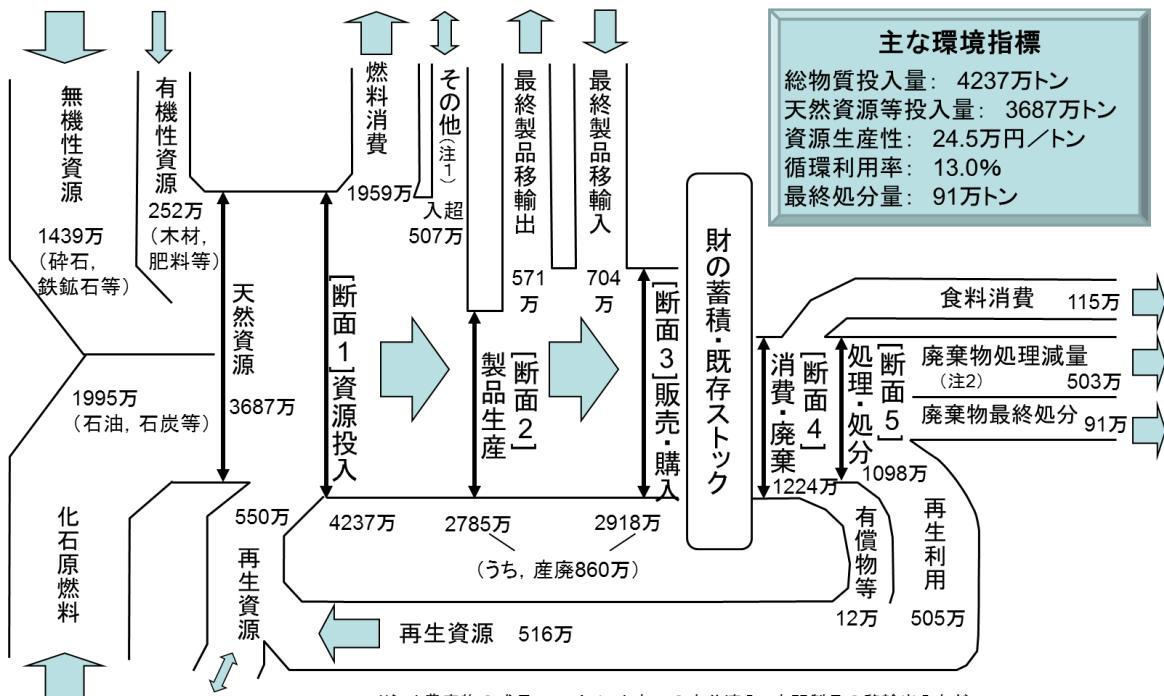


図1-3 平成23年度 (単位:万トン ※除染による除去土壤等を含まない)



1
2
3
4
5

図1-4 平成23年度 (単位: 万トン ※除染による除去土壤等を含む)



6
7
8
9

図1-5 平成20年 (単位: トン)

1 今回推計を行った平成29年度の物質フローと、以前に推計した平成23年度および平成2
2 0年の物質フローを比較すると、「総物質投入量」や「天然資源等投入量」を中心に、平成2
3 0年に近い状況になっており、東日本大震災および福島第一原発事故の影響から徐々に回復し
4 つつある側面が明らかとなりました。特に、化石原燃料の大きな割合を占めていた火力発電用
5 の石炭消費量が約446万トンから約1,613万トンへ約3.6倍になったことが大きく影響
6 しました。再生資源の内訳では、ばいじんが約23万トンから約138万トンへ約6倍に増加
7 しました。ばいじんについては、断面4での排出量や断面5での再生利用量も増加しています。
8 これらは、平成23年度に東日本大震災の影響で運転停止していた石炭火力発電所が、平成2
9 9年度では運転を再開しており、燃料用の石炭消費量および燃焼後のばいじんの発生量が増加
10 したことが大きく影響したと考えられます。

11 震災と原発事故の影響が未だに残っている部分もあることが明らかになりました。家畜の飼
12 養頭羽数や農作物の作付面積は、概して平成23年度並みの水準のままであり、震災・原発事
13 故前の状況にまでは回復していません。また、除染による除去土壤の保管・残りは2,475
14 万トンで、「資源投入」における化石原燃料2,047万トンを上回る規模でした。福島第一・第二原発の施設設備、滞留水・処理水貯蔵量等の合計は約335万トン、中間貯蔵施設への搬入量は約83万トンで、これらの「保管・残り」の総量は約2,910万トンと推計されます。

18

物質フローに関する指標		福島県				<参考>全国			
		平成20年	平成23年度	平成29年度	前回推計時からの変化率(%)	平成20年	平成23年度	平成28年度	前回推計時からの変化率(%)
入口	A. 総物質投入量（万トン）	4,237	2,694	4,586	70.2	173,700	157,100	155,900	-0.8
	B. 天然資源等投入量（万トン）	3,687	2,164	3,900	80.2	149,200	133,300	131,900	-1.1
	C. 資源生産性（=D/B）（万円／ト）	24.5	33.1	19.9	-40.0	36.1	38.6	39.7	2.8
	(D. 国・県内総生産（億円）)	90,219	71,662	77,446	8.1	5,057,947	495,280	522,000	5.4
循環	E. 循環利用量（万トン）	550	530	686	29.4	24,500	23,800	24,000	0.8
	F. 循環利用率（=E/A）（%）	13.0	19.7	15.0	-24.1	14.1	15.2	15.4	1.3
出口	G. 最終処分量（万トン）	91	63	73	15.6	2,200	1,700	1,390	-18.2
	H. 最終処分率（=G/A）（%）	2.1	2.3	1.6	-31.0	1.3	1.1	0.9	-17.6

20 表1 福島県および全国における物質フローに関する指標の状況

21

22 平成29年度の物質フローに関する環境指標は、「入口」側の「総物質投入量」や「天然資源等投入量」が7~8割程度増加したことに伴い、平成23年度と比較しほんどうが悪化しました。「循環」では、「循環利用量」が約3割増加しましたが、「総物質投入量」の増加により、「循環利用率」は約2割強悪化しました。「出口」では、「最終処分量」が約2割弱悪化する一方、「最終処分率」は見かけ上、約3割改善しました。

23

24 福島県の物質フローにおける「入口」「循環」「出口」の各側面の主な特徴を整理すると、
25 次の点があげられます。

26 なお、平成29年度の物質フロー推計構造を表2に掲載します。

27 (1) 「入口」の特徴

28 「総物質投入量」は約2,694万トンから約4,586万トンへ70.2%増加し、「天然

1 資源等投入量」も約2, 164万トンから約3, 900万トンへ80.2%増加しました。天然
2 資源等をどれだけ効率的に利用したかを表す「資源生産性」は約33.1万円／トンから約19.
3 9万円／トンへ減少し、変化率で40.0%悪化しました。「県民総生産」は8.1%増加して
4 いましたが、「天然資源等投入量」の増加割合が遙かに大きかったため、「資源生産性」が大
5 きく悪化しました。

6 「総物質投入量」のうち、石油や石炭などの化石原燃料が約838万トンから約2, 047
7 万トンへと約2.4倍に増加しました。これは、化石原燃料の大きな割合を占めていた火力発電
8 用の石炭消費量が、約446万トンから約1, 613万トンへと約3.6倍になったことが大
9 きな要因です。原油・石油は約384万トンで、ほぼ変化しませんでした。

10 11 (2) 「循環」の特徴

12 再生資源の投入量である「循環利用量」は約686万トンで、平成23年度物質フローの約
13 530万トンより29.4%増加しました。しかし、再使用や再生利用の取り組み状況を表す
14 「循環利用率」は、分母の総物質投入量が大幅に増加したことから、19.7%から15.0%
15 へ減少し、変化率では24.1%悪化しました。

16 再生資源の内訳では、がれき類の約167万トン(24%)、ばいじんの約138万トン
17 (20%)、動物のふん尿の約113万トン(16%)が大きな割合を占めました。特に、ば
18 いじん類は、平成23年度物質フローにおける約23万トンから約6倍に大幅に増加しました。
19 平成20年物質フロー推計では、ばいじん類の再生資源は約96万トンだったので、今回推計
20 した約138万トンは平成20年を上回る量になっています。がれき類の再生資源は、平成2
21 0年物質フロー推計では126万トン、平成23年度物質フロー推計では約199万トンであ
22 り、今回推計した約167万トンは平成23年度から減少したものの、平成20年を上回る水
23 準でした。

24 25 (3) 「出口」の特徴

26 処理・処分される廃棄物は、除染による除去土壤等を含まない場合で約1, 073万トンと
27 なり、平成23年度物質フロー推計の約1, 193と比べて約120万トン減少しました。これ
28 は、災害廃棄物の処理が進み、残りが減少したことが大きな要因です。一方、埋め立てられ
29 る「最終処分量」は約63万トンから約73万トンへ増加し、変化率では15.6%悪化しま
30 した。「最終処分量」が資源投入の総量に占める割合である「最終処分率」は、2.3%から1.
31 6%へ改善しました。総物質投入量が大幅に増加したことから、見かけ上の改善とも言えます。

32 「最終処分量」の減少が大きかったものは、ばいじんであり、約22万トンから約18万ト
33 ンへ約3万トン減少(-16%)しました。一方、汚泥は約12万トンから約15万トンへ約
34 3万トン増加(+26%)しました。

35 一般廃棄物と産業廃棄物の区分で見ると、排出量では、一般廃棄物は約74万トンから46
36 万トンへ約28万トン減少し、変化率では37.7%改善しました。震災・原発事故後、一般廃
37 棄物の排出量が増加したことが報告されていましたが、その影響が緩和されてきていることが
38 うかがえます。産業廃棄物は約886万トンから858万トンへやや減少しました。最終処分
39 量では、一般廃棄物が約10万トンから約18万トンへ約8万トン増加(+80%)、産業廃
40 棄物は約52万トンから約54万トンへ約2万トン増加(+4%)しました。一般廃棄物の最
41 終処分量の方が、変化率が大きくなりました。

断面1	资源投入	断面1	4586
断面2	耗能产出	断面2	2047
100.0%	化石燃料		

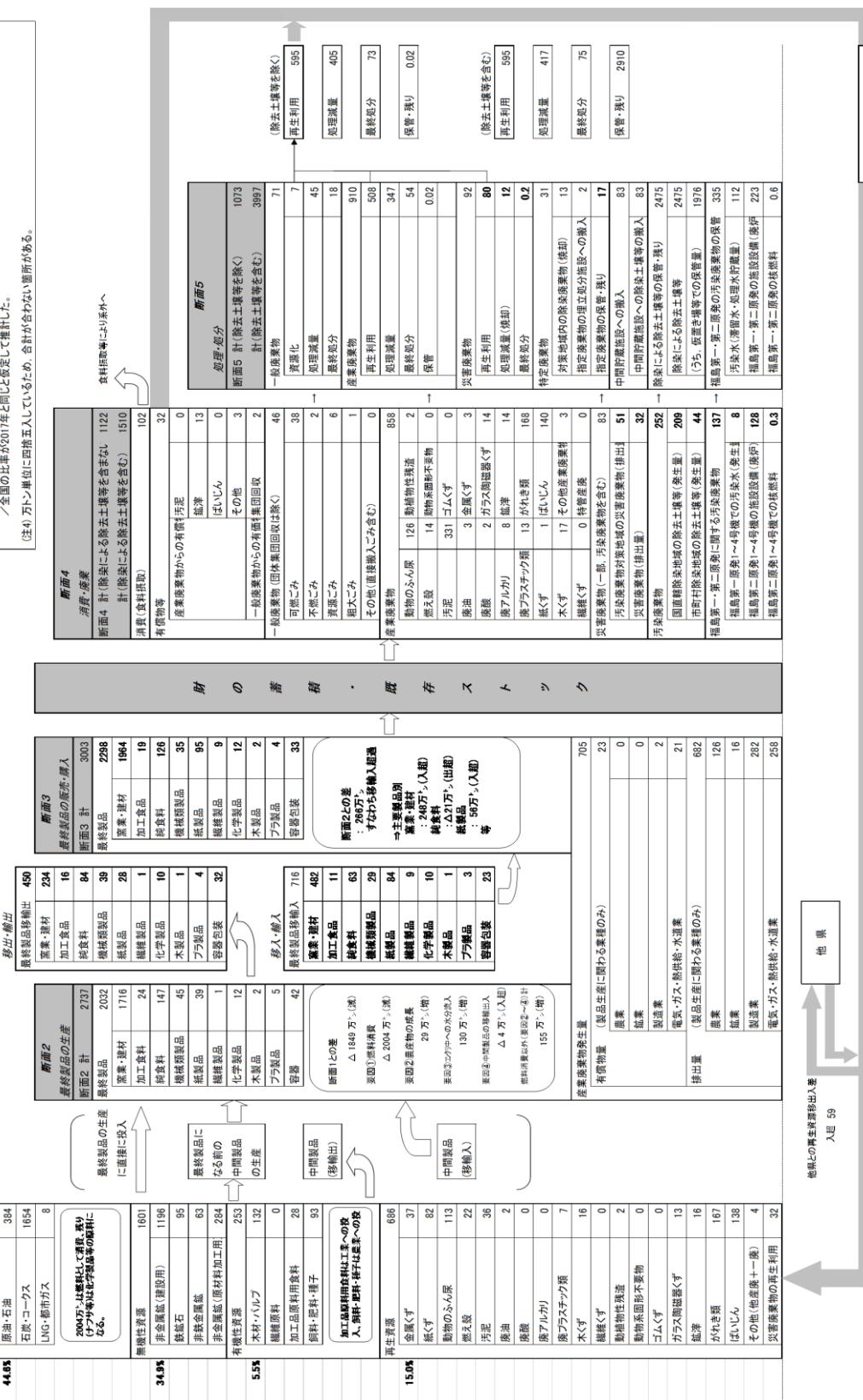


表2 福島県における重量ベースの物質フロー推計構造
(平成29年度、単位：万トン)

1 資料3 用語解説

2
3 アルファベット・略語

4
5 **BOD** : Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量) の略です。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。魚類の生息可能な数値は5mg/l 以下といわれています。

6
7
8 **COD** : Chemical Oxygen Demand (化学的酸素要求量) の略です。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

9
10
11 **GAP** : Good Agricultural Practice (農業生産工程管理) の略です。食品の安全や環境保全、労働安全などに配慮するとともに、その工程を記録・点検し、継続的に改善することで、安全な農産物の生産を行う取組のことです。

12
13
14 **P D C A サイクル** : 目標、計画を定め (Plan) 、これを実行実施し (Do) 、その実行実施状況を点検し (Check) 、見直し、改善する (Action) という一連のサイクルにより、継続的な改善を図る仕組みです。

15
16
17 **ZEB** : net Zero Energy Building の略です。先進的な建設設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、効率的な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギーの自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のことです。

18
19
20 **ZEH** : net Zero Energy House の略です。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のことです。

21
22
23 **3R** : リデュース (Reduce ごみの発生抑制) 、リユース (Reuse 再使用) 、リサイクル (Recycle 再生利用) の頭文字を取って3R (スリーアール) と呼ばれ、この優先順位で廃棄物の削減に努めるという考え方です。

24
25
26 あ行

27
28 **一般廃棄物** : 産業廃棄物以外のごみ、主に家庭から排出される廃棄物を指します。

29
30 **猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画** : 「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づき、水環境保全目標である「次代に残そう紺碧の猪苗代湖、清らかな青い湖 裏磐梯」の達成に向けた計画です。

1 うつくしま、エコ・リサイクル製品：廃棄物の減量化及びリサイクルの推進のため、県内に
2 事業所を有する方が、主として県内で発生した廃棄物等を利用して県内の事業所等で製造し
3 た優良な製品を県が認定するものです。

4
5 うつくしま地球温暖化防止活動推進員：「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、
6 県民などによる地球温暖化防止活動の支援等を行うために、知事が委嘱している方です。

7
8 うつくしま「水との共生」プラン：水と人との良好な関係を取り戻し、健全な水循環を将来
9 に継承するため、「水にふれ、水に学び、水とともに生きる」を理念として、産学民官の幅
10 広い連携のもと、総合的・重点的に実施していく施策の方向を示した計画です。

11
12 エコファーマー：たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減を一体的に行
13 う農業生産方式を導入している農業者のうち、「福島県持続性の高い生産方式の導入に関する
14 指針」に基づき県認定を受けた農業者です。

15
16 エコマーク：「わたしたちの手で、地球を、環境を守ろう」という気持ちを表した、環境保
17 全に役立つ商品につけられるシンボルマークです。

18
19 エネルギー・エージェンシーふくしま：再生可能エネルギー・水素関連産業の育成・集積に
20 向けて、県内企業のネットワークの構築から新規参入、人材育成、研究開発、事業化、販路
21 拡大、海外展開までを一体的に支援する専門のコーディネート機関です。

22
23 汚水処理人口普及率：下水道、農業集落排水施設等の供用開始区域内人口と、合併処理浄化
24 槽等による処理人口の合計人口の総人口に対する割合のことです。

25
26 か行

27
28 拡大生産者責任：自ら生産する製品等について、生産者が、資源の投入、製品の生産・使用
29 の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方です。

30
31 紙マルチ田植え：移植時に専用の再生紙を張りながら、その上から苗を植える農法です。田
32 んぼに敷いた再生紙が日光を遮断するので雑草の成長が抑制され、田植え直後の除草作業を
33 軽減することができます。

34
35 環境アドバイザー：市町村、公民館又は各種団体等が主催する環境に関する講演会や研修会
36 等に、その申請に基づき派遣するために県が委嘱している環境部門の第一線で活躍している
37 県内の学識経験者等のことです。

38
39 環境影響評価：大規模開発事業などの環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施に
40 際し、その事業が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価をし、その結果に基
41 づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を講じようとするもので、環境の悪化を未然
42 に防止するための制度です。

43
44 環境保全型農業直接支払交付金事業：「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」

に基づき、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する制度です。

「がんばろう　ふくしま！」応援店：福島県産のおいしい農林水産物や加工品を積極的に販売・使用し、ふくしまを応援してくれている販売店、飲食店、宿泊施設、流通事業者等を「がんばろう　ふくしま！」応援店として登録する制度です。

合併処理浄化槽：微生物などの働きを利用して、し尿と併せて、台所、風呂場等から生じる生活雑排水を浄化する施設です。河川等の水質汚濁の防止に有効な施設であることから、下水道等が整備されていない地域において、その普及が図られています。

グリーン購入：品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷が少ない製品・サービス等を優先的に購入することです。

グリーン購入法：「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」のことです。国が物品を購入する際には環境に配慮されたものを購入しなければならないとするもので、例えば、再生紙のノートや電気自動車等があります。地方公共団体は国に準ずるものとされ、民間は努力規定となっていますが、民間事業者においても ISO 14001 の認証取得企業では、グリーン調達基準を作成し、品質、価格、納期に加えて環境配慮を行うようになってきています。

公共用水域：水質汚濁防止法において定義されている、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域や水路（下水道を除く。）をいいます。

耕畜連携：米や野菜等を栽培する耕種農家が飼料用イネなどの飼料作物を栽培し、これを近隣の畜産農家が飼料として購入して家畜に給与する協同取組です。また、併せて畜産農家で製造される堆肥を水田等に施用する取組も行われています。

さ行

産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた 20 種類の廃棄物を指します。

産業廃棄物税：産業廃棄物の排出抑制等による循環型社会の形成を促進するため平成 18 年度から導入した制度です。産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進等を図るための取組に活用されています。

資源管理型漁業：資源の状況に応じ、漁獲可能な魚の大きさや量、漁期、漁具、漁法等を制限することにより、資源の有効利用を図り、漁業経営の安定化を目指す漁業をいいます。

資源循環：物質が資源として自然界から採取され、原材料又は製品等として経済社会活動に伴い循環することをいいます。

自然循環：物質が大気、水、土壤、生物等の間を循環することをいいます。

持続性の高い農業生産方式：生産物の量や品質を確保しながら、将来にわたり農地の生産力を維持・増進する生産方式です。このための技術は、「たい肥等施用技術」、「化学肥料低減技術」、「化学合成農薬低減技術」、浅水代かきや秋耕等によるほ場外への稻わらや肥料成分等の流出防止などの「環境負荷軽減技術」からなります。

循環型社会：適正な資源循環が確保されること等により資源の消費及び廃棄物等の発生が抑制され自然循環が健全な状態に保全された環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会です。

循環型社会形成庁内推進会議：循環型社会の形成に向けて、県庁内関係部局が連携を強化し、一体となって取り組み、「福島県循環型社会形成推進計画」等の各種施策を総合的かつ効果的に推進するために設置する会議です。

循環資源：廃棄物等のうち循環的な利用が可能な物をいいます。

針広混交林：針葉樹と広葉樹が混ざった森林のことです。針葉樹と広葉樹が適当に配置されることによって、病虫害被害や山地災害に強い森林をつくることができます。

森林環境譲与税：森林所有者が管理できない森林に市町村が経営管理権を設定し、森林整備を進めることで、林業経営の効率化と森林管理の適正化を図るため、平成31年4月に施行された森林経営管理法を踏まえ創設されたものです。

森林環境税：森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため平成18年度から導入した福島県独自の制度です。「県民一人一人が参画する新たな森林づくり」に関する取組に活用されています。

森林整備面積：民有林内において、植林から下刈り、間伐等の保育に至るまでの森林施業を実施した面積の合計です。

森林づくり意識醸成活動の参加者数：森林を全ての県民で守り育てる意識を醸成するための活動全般に参加した延べ人数で、国有林内の活動を含みます。

水質測定計画：水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき都道府県知事が毎年策定する当該都道府県の区域に属する公共水域及び地下水の水質の測定に関する計画です。

生態系：植物、動物、微生物及びそれらを取り巻く非生物的要素（土壌、水、空気等）から成り立っているもので、これらの要素が物質やエネルギーの流れといった複雑な過程を通じて相互に作用し、動的に複合したものです。

生物多様性：地球上の生物の種の多様性と遺伝子の多様性、そして、それらを取り巻く生息環境の多様さをいいます。例えば、水中生物の生態系が細菌類、植物プランクトン、動物プランクトン、魚類、鳥類等からなる食物連鎖により構成されているように、多様な生物が生息する生態系ほど一般的に健全であり、安定しているといえます。

1 せせらぎスクール：本県では、学校、各種団体等を対象に、水生生物による水質調査を行う
2 団体を「せせらぎスクール」として広く募集し、調査に必要な教材を配布するなどの支援を行っています。
3

4
5 た行
6

7 第三者認証GAP：第三者機関が GAP の取組を審査し、認証する制度があり、県内で取り組
8 まれている認証 GAP としては、福島県独自のふくしま県 GAP (FGAP) の他、GLOBALG.A.P.、
9 ASIAGAP、JGAPなどがあります。

10 脱炭素社会：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量
11 を差し引いてゼロを達成する社会をいいます。

12 地域循環システム：循環資源が、地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模で循環
13 する仕組みのことです。

14 地球にやさしい“ふくしま”県民会議：県民、事業者、市町村等のあらゆる主体が共通認識
15 のもと、地球温暖化防止に向けた取組などの環境保全活動を県民運動として積極的に推進す
16 るために、平成20年5月に設立されました。

17 地産地消：地域自らが地域資源（農林水産物、地場産品、エネルギー等）に愛着を持って積
18 極的に利活用することです。

19 窒素・りん除去型浄化槽：通常の合併処理浄化槽より、BODや窒素、りんの除去能力が高い
20 合併処理浄化槽です。

21 中水利用：水道水を使い終わった後にそのまま下水道に流すのではなく、処理して再利用す
22 ることです。水質や使い方が上水と下水の中間にあることから「中水」と呼ばれており、水
23 洗トイレ用水、洗車用水などに利用されます。雨水をトイレ用水などに用いる場合も中水利
24 用と呼ばれます。

25 長期展張性フィルム：数年間にわたり、使用できるように開発された農業用フィルムで、強
26 度が強く耐候性にすぐれているなどの特徴を活かし、廃棄物の減量及び張替労力の低減等が
27 期待できます。

28 統一省エネラベル：エアコン、テレビ、電気冷蔵庫等については機器単体のエネルギー消費
29 量が大きく、製品毎の省エネ性能の差が大きいことから、省エネラベル及び年間の目安電気
30 料金に加え、多段階評価制度を組み合わせた統一省エネラベルによる表示を定めています。
31 このラベルのことをいいます。

32 特別栽培：化学肥料と化学合成農薬の使用量を、その地域の慣行の栽培に比べて5割以上削
33 減した栽培方法です。

な行

2050年カーボンニュートラル宣言：2020年10月に菅総理大臣が、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言したことをいいます。

農業集落排水施設：農業用排水の水質保全と農村地域の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質の保全に寄与することを目的として、原則として農業振興地域における、屎尿、生活雑排水などの汚水を処理するための施設をいいます。

農業水利施設：農業用水を貯めておくダムやため池、川から取水するための堰やポンプ場、さらに、これらの水を田や畠まで引いてくる水路等、農業用水を利用するための施設をいいます。

農業・農村の有する多面的機能：国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のことをいいます。

は行

排出者責任：廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクルや処理に関する責任を負うべきという考え方です。

バイオマス：再生可能な、生物由来の有機性資源で、石油などの化石資源を除いたものをいい、木材やわら、もみがら、家畜排せつ物、生ごみ等があります。

一人当たりの都市公園面積：都市公園の合計面積を都市計画区域内人口で除したものです。

ふくしまエコオフィス実践計画：「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、県の事業者としての温室効果ガス排出量の削減等のための率先実行計画です。

ふくしま環境活動支援ネットワーク：環境教育・学習活動、環境に関する情報収集・提供活動及び調査研究活動などの環境保全活動を支援するために設立されたネットワークです。

ふくしまグリーン復興構想：平成31年4月に本県と環境省が協働で策定しました。本構想は、国立・国定公園の魅力向上、只見柳津県立自然公園の国定公園への編入、自然資源を活用した周遊する仕組みづくりなどに取り組み、交流人口の拡大による地域活力の活性化を図りながら、適正な自然資源の利用と保護意識の醸成を促進し、美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現を目指します。

福島県環境アプリ：幅広い世代の県民が、ごみ減量化や省エネ等に関する取組に気軽に参加出来るようになるため制作されたスマートフォン用アプリです。

福島県環境基本計画：本県の環境の保全に関する施策について総合的かつ長期的な目標及び施策の基本的方向を定めた計画で、県の総合計画と将来展望を共有しています。

福島県環境創造センター：放射性物質に汚染された環境を早急に回復し、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するために整備する施設で、平成28年度に全面供用を開始しました。三春町にモニタリング、調査研究、情報発信、教育、交流などの機能を、南相馬市に原子力発電所周辺のモニタリングや安全監視の機能を置くほか、大玉村に生物多様性の保全の取組を普及啓発するための附属施設を、猪苗代町に猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全の推進のための附属施設を置きます。

福島県再生可能エネルギー関連産業推進研究会：再生可能エネルギー分野において、产学研によるネットワークを形成し、研究開発と産業人材の育成等を行うことで会員の技術基盤の強化を図り、当該分野への会員の進出等を促進し、関連企業の集積を図るための研究会です。

福島県再生可能エネルギー推進ビジョン：本県の再生可能エネルギーの導入推進を加速させていくためのビジョンです。2040年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す県を目指すこととしています。

福島県総合計画：本県が目指す将来の姿や基本目標などを示し、その実現に向けて県民、民間団体、企業、市町村、県など県内で活躍する様々な主体が、ともに力を合わせ取り組んでいくための指針となる計画です。

福島県地球温暖化対策推進計画：地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減するため、県民、事業者、行政が実践すべき取組を示した計画です。

福島県廃棄物処理計画：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化や適正処理等に関する施策を推進するための計画です。

福島県水環境保全基本計画：県内の水環境について総合的かつ計画的に水環境保全施策を開けるまでの基本の方針を示す計画です。

福島県水資源総合計画：県の水資源行政の基本方向を明らかにし、「安全で持続可能な水循環社会の形成」を基本目標に、「水資源の復興・再生」、「健全な水環境の確保」、「安定的な水供給の確保」、「水資源の有効利用」の4つの柱を基本とした計画です。

福島県復興計画：東北地方太平洋沖地震や、それに伴う大津波、東京電力福島第一原子力発電所事故と風評、さらに同発電所の事故が収束しない中で発生した新潟・福島豪雨などの一連の災害からの復興に向けた取組を総合的に示す計画です。

福島議定書事業：学校や事業所が、自ら二酸化炭素排出量削減目標などを定め、節電、節水、ごみ減量化などに取り組むことを知事と議定書として取り交わし、自主的に省資源・省エネルギー活動等に取り組むものです。

ふくしま生物多様性推進計画：「生物多様性基本法」に基づき、生物多様性の保全と持続的な利用に関わる、県の基本的な施策の目標と取組の方向性についてまとめた計画です。

1
2 福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定：本県と環境省が「ふく
3 しまグリーン復興構想等の着実な推進」、「復興と共に進める地球温暖化対策の推進」、
4 「ポスト・コロナ社会を先取りした環境施策の推進」の3つを中心とした未来志向の環境施
5 策の推進に向けて連携協力することとした協定のことです。

6
7 物質フロー：区域及び期間を区切って、当該区域への物質の総投入量、区域内での物質の流
8 れ、区域外での物質の総排出量を集計したものです。資源生産性等の指標を算定する基礎と
9 なります。本計画では、県という区域で集計しています。

10
11 閉鎖性水域：外部との水の交換が少ない湖沼、内湾、内海などをいいます。閉鎖性水域では、
12 水の滞留時間が長く、富栄養化の原因となる窒素、りん等の汚濁物質が外部に流出しにくく
13 ため、アオコや赤潮等の発生による水質汚濁が進みやすい性質があります。

14
15 主行

16
17 みんなでエコチャレンジ事業：一世帯当たりの年間二酸化炭素排出量の1%以上の削減を目
18 標として、家庭でできる省資源・省エネルギー活動の実践を促進するものです。

19
20 水環境保全区域：ヨシ等抽水植物やアサザ等浮遊植物の群落が形成されており、高い水質淨
21 化機能が期待されるとともに、これら植物群落が鳥類や魚類等の生息地となっているなど生
22 態系上も重要な役割を果たしている区域を指します。平成16年3月に猪苗代湖北岸部を水
23 環境保全区域に指定しました。水環境保全区域では、良好な水環境を保全するため、建築物
24 の新築や木竹の伐採などの行為が制限されています。

25
26 緑の少年団：次代を担う子ども達が、緑を愛し、守る心を育むことを目的に、森林での学習
27 活動、地域の社会奉仕活動等のレクリエーション活動をそれぞれの地域で展開している、主
28 に小学生により組織された自主的な団体です。

29
30 緑の文化財：正式名称は「福島県緑の文化財」で、県民に親しまれ愛されてきた名木や鎮守
31 の森等の緑の財産を知事が登録するものです。

32
33 モーダルシフト：トラックから鉄道・海運等環境負荷の小さい輸送手段に貨物輸送を転換す
34 ることです。

35
36 や行

37
38 野生動植物保護サポーター：野生動植物の保護に関する意識の高揚を図るため、地域の野生
39 動植物の生息・生育状況などについて県へ情報提供する等の活動をするボランティアとして登
40 録された方々です。

41
42 有機農業：「化学肥料や化学合成農薬を使用せず、遺伝子組換え技術を利用しない」ことを
43 原則として、農地の生産力を発揮させるとともに環境への負荷をできる限り低減する農業生
44 産の方法を用いて行われる農業です。

1
2 遊休農地：農地法において定義される、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き
3 耕作の目的に供されないと見込まれる農地（1号遊休農地）及び、その農業上の利用の程度
4 がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地
5 （2号遊休農地）のことです。